

令和7年度 全国こども政策主管課長会議

こども家庭庁成育局
成育環境課長 安里 賀奈子

《 目 次 》

I. こどもの健やかな成長のための環境の確保について

1. 妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付について…………… 6
2. 地域子育て相談機関について…………… 9
3. 放課後児童対策パッケージ2026について…………… 11
4. 放課後児童対策予算について…………… 23
5. 放課後児童クラブの安全管理について…………… 30
6. 児童館について…………… 34
7. こどもホスピスの取り組みの推進について…………… 40
8. こどもホスピス支援モデル事業について…………… 42

《 目 次 》

9. こども・若者の居場所づくりについて	44
10. 家庭支援事業について	62
11. 利用者支援事業について	72
12. 地域子育て支援拠点事業について	74
13. 重層的支援体制整備事業について	77
14. 子育て援助活動支援事業について	81
15. 児童委員・主任児童委員について	85
16. 母親クラブ等の地域組織活動等について	88

Ⅱ． 児童手当について

1. 児童手当制度の円滑な実施について…………… 91

Ⅲ． 子育て応援手当について

1. 物価高対応子育て応援手当について……………95

I . こどもの健やかな成長のための環境 の確保について

1. 妊婦等包括相談支援事業及び 妊婦のための支援給付について

令和8年度概算要求額 775億円 (816億円)

事業の目的

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

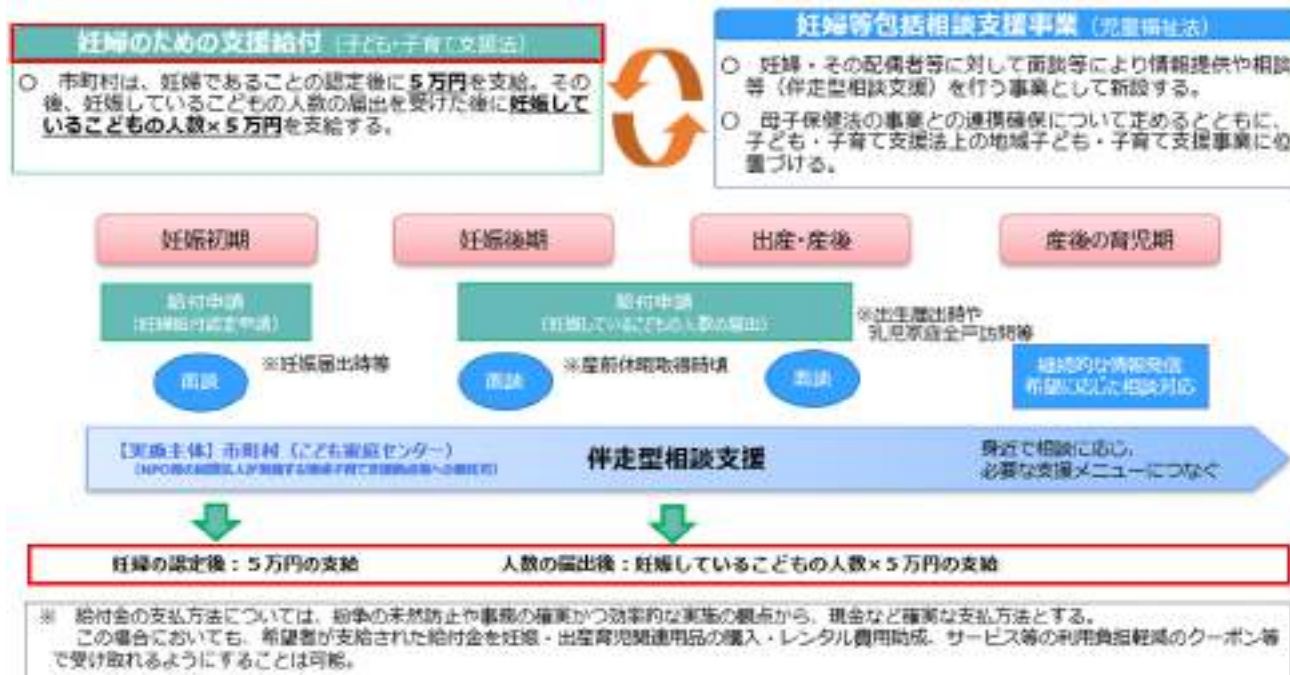
日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続き・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円を支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う
⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込又は小切手の振出
- ※市町村が現金振込の他にクーポン等での支給を実施する場合、希望者はクーポン等で受け取ることは可能。



実施主体等

【実施主体】市町村 (特別区を含む)

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度概算要求額 2,267億円の内数＋事項要求（2,219億円の内数）

事業の目的

- 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

事業の概要

妊婦等包括相談支援事業の実施に当たり、妊娠の届出数を基準にこども家庭センターの面談対応件等の業務量に応じて補助を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1/2

（都道府県：1/4、市町村：1/4）

【令和8年度補助基準額案】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ①700件以上 : 17,293千円
- ②200件以上700件未満 : 10,847千円
- ③200件未満 : 9,092千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

2. 地域子育て相談機関について

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

事業の概要

- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業基本型（Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型）により補助。
- 中学校区に1カ所を目安に、地域の実情に応じて整備。
※公立中学校数：9,095校（文部科学統計要覧（令和6年版））

児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国2/3・都道府県1/6・市町村1/6

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は、国庫補助率を1/2とする

【補助基準額】 ※各型の要件を満たして地域子育て相談機関を設置する場合。

基本Ⅰ型 1か所あたり 8,833千円（基本Ⅰ型基準額＋こども家庭センター連携等加算）

基本Ⅱ型 1か所あたり 2,894千円（基本Ⅱ型基準額＋こども家庭センター連携等加算）

基本Ⅲ型 1か所あたり 325千円（基本Ⅲ型基準額）

【実施例】

- 基本Ⅰ型：利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開設
- 基本Ⅱ型：保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置して地域子育て相談機関として週5日未満開設
- 基本Ⅲ型：保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、地域子育て相談機関として開設（既存職員で対応）

3. 放課後児童対策パッケージ2026 について

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

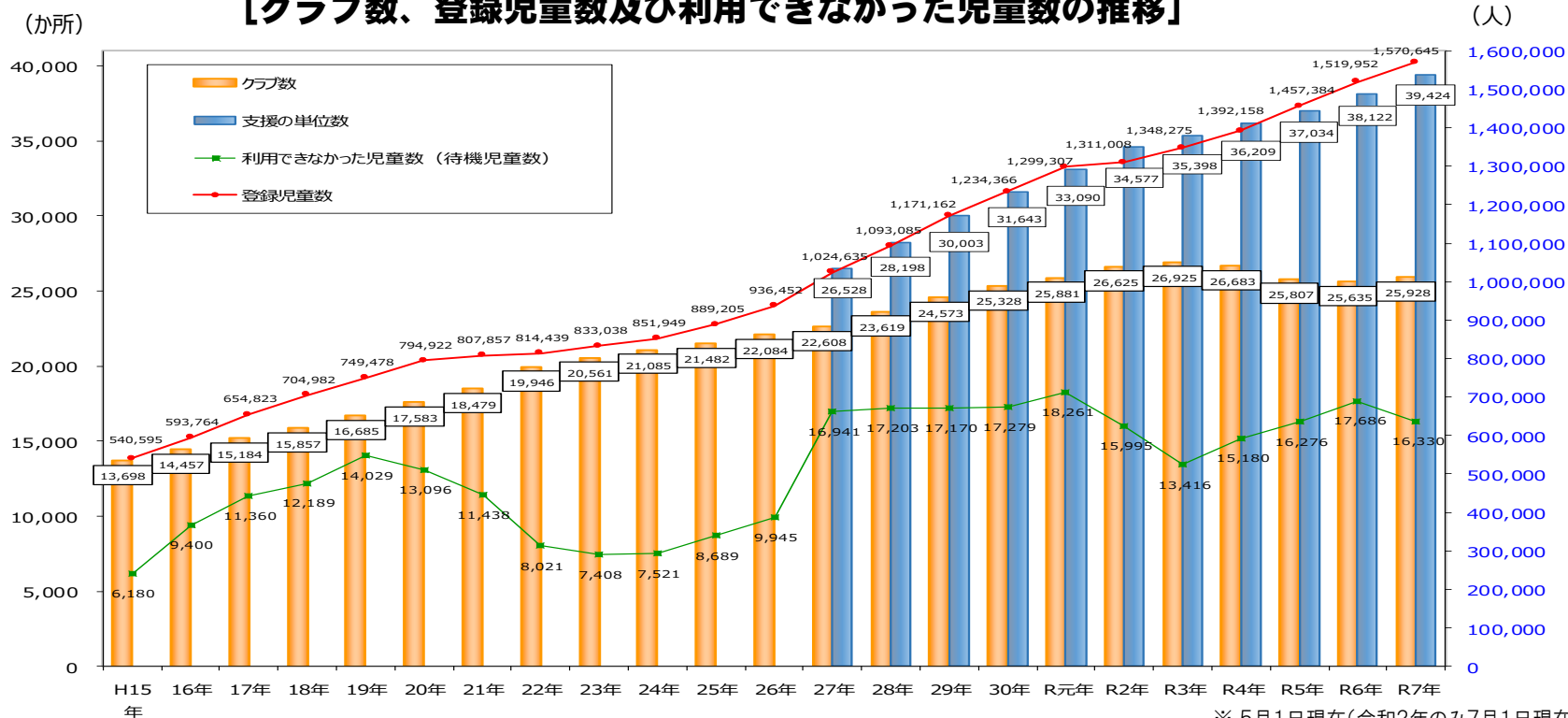
【現状】(令和7年5月現在)

- 登録児童数 1,570,645人
- 支援の単位数 39,424単位
- クラブ数 25,928か所
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 16,330人
(前年度比 1,356人減)

【今後の展開】

- 「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、約152万人の受け皿確保を、できるだけ早期に達成できるよう取り組み、令和7年度に達成。
- 今後は、登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる**2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。**
- こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



※ 5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査
 ※ 本調査は平成10年より実施

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. こどもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. こどもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たってこどもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のあるこどもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のあるこどもへの対応
3. 特に配慮を必要とするこどもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. こどもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校等との連携
2. 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

令和7年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（令和7年5月1日現在） 調査結果のポイント

① 登録児童数

➤ 過去最高値を更新

1,570,645人【前年比+50,693人】（令和6年：1,519,952人）

② 放課後児童クラブの支援の単位数

➤ 過去最高値を更新

39,424支援の単位【前年比+1,302支援の単位】

（令和6年：38,122支援の単位）

※ 「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度（2015年度）から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行うこととなった。

③ 放課後児童クラブ数

25,928か所【前年比+293か所】（令和6年：25,635か所）

うち、放課後子供教室との校内交流型6,595か所

※ 校内交流型とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。

※ なお、両事業を小学校敷地内で実施している場合に限ると、5,486か所。

（参考）令和7年10月1日現在

- ① 登録児童数：1,523,192人
- ② 支援単位数：39,241支援の単位
- ③ 待機児童数：7,363人

④ 利用できなかった児童数（待機児童数）

➤ 待機児童数については対前年で1,356人減少し、
16,330人となった。

➤ 学年別で見ると、

小学校低学年（小学1年生から小学3年生）は1,128人、

小学校高学年（小学4年生から小学6年生）は228人減少。

➤ 都道府県別では、

東京都（3,360人）、埼玉県（1,681人）、兵庫県（1,464人）
で全体の約4割を占めている。

全体：16,330人【前年比 ▲1,356人】（令和6年：17,686人）

<学年別内訳>

小学1年生：1,966人【前年比 - 243人】（令和6年：2,209人）

小学2年生：1,805人【前年比 - 311人】（令和6年：2,116人）

小学3年生：3,305人【前年比 - 574人】（令和6年：3,879人）

小学4年生：5,589人【前年比 - 118人】（令和6年：5,707人）

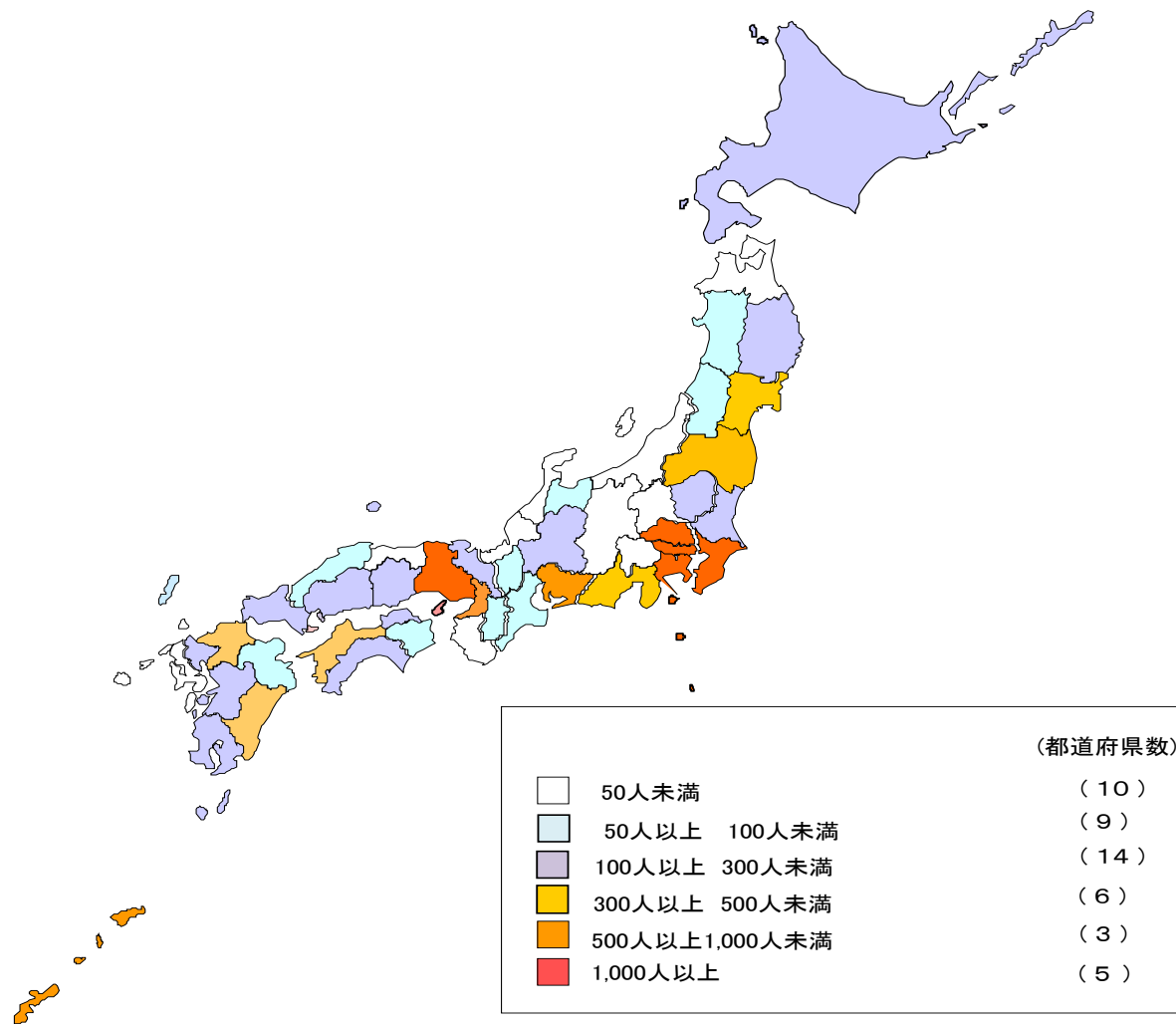
小学5年生：2,644人【前年比 - 112人】（令和6年：2,756人）

小学6年生：1,021人【前年比 + 2人】（令和6年：1,019人）

※ 平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度において、対象児童を「おおむね10歳未満」から「6年生まで」と明確化。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査における待機児童マップ （都道府県別・令和7年5月1日現在）

令和7年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



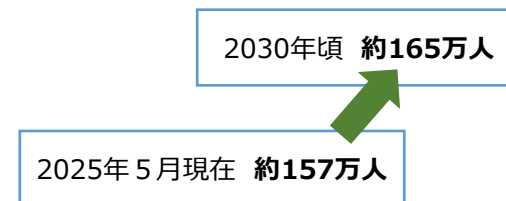
注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	227
青森県	4
岩手県	189
宮城県	320
秋田県	68
山形県	83
福島県	306
茨城県	105
栃木県	125
群馬県	9
埼玉県	1,681
千葉県	1,106
東京都	3,360
神奈川県	1,067
新潟県	49
富山県	70
石川県	22
福井県	0
山梨県	20
長野県	33
岐阜県	142
静岡県	467
愛知県	760
三重県	65
滋賀県	87
京都府	113
大阪府	549
兵庫県	1,464
奈良県	70
和歌山県	43
鳥取県	48
島根県	76
岡山県	109
広島県	176
山口県	292
徳島県	66
香川県	159
愛媛県	388
高知県	223
福岡県	435
佐賀県	229
長崎県	49
熊本県	110
大分県	62
宮崎県	356
鹿児島県	123
沖縄県	825
計	16,330

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。



②受け皿整備の方向性

- こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

- 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

- ・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の3つが重要。
- ・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性
 ➢ 既存施設の活用をより一層推進する。
 ➢ 校内交流型を強力に推進する。

放課後児童クラブの実施状況 (R7.5.1) 登録児童 157万人 待機児童 1.6万人
 (R7.10.1) 登録児童 152万人 待機児童 0.7万人

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

(1) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1) 放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の向上[R7補正]
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校施設の積極的な活用
- ④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善[R8拡充]
- ③ 職員の確保支援[R8拡充]
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減[R8拡充]
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減[R7補正]
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進[R8拡充]

3) 適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4) 時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援
- ② 児童数の増加による減額措置の猶予[R8拡充]
- ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
- ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
- ⑤ 物価高騰等に対する支援[R7補正]

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1) 多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)[一部R7補正、R8拡充]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業[R7補正]
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり[一部R7補正]

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善(再掲)
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援(再掲)
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3) 質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組[一部R7補正]
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) 子ども・子育て当事者の意見反映について

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- ▶ 原則、**年間250日以上**開設（要件）
- ▶ **遊びや生活の場の提供**（保護者の預かりニーズに対応）
- ▶ 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- ▶ 共働き家庭など、**保護者が日中家庭にいない児童**が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

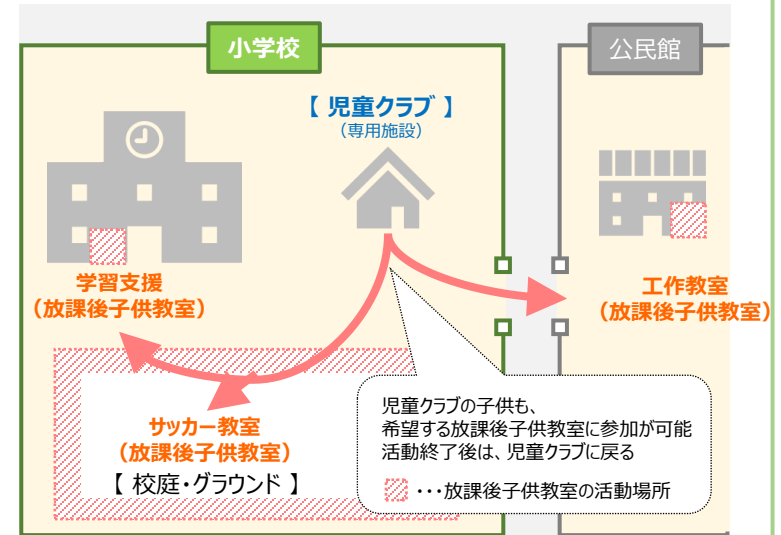
- ▶ 地域の実情に応じた実施（週1～2日が多い）
- ▶ **学習や体験などのプログラムを実施（多様な学びの機会の提供）**
- ▶ **地域住民ボランティア等、多様な参画により実施**
- ▶ **すべての子供**が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- ▶ 同一の小中学校内等で両事業を実施し、児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる

〇〇小学校 放課後児童クラブ (毎週月曜日～土曜日開所)	
月	
火	
水	15:30～18:30
木	
金	
土	08:30～18:30
日	実施なし

〇〇小学校 放課後子供教室 (毎週水曜日、毎月第2、4土曜日開所)	
月	実施なし
火	
水	15:30～17:30 グラウンド 余裕教室
木	実施なし <small>(毎週水曜日) グラウンドでサッカー教室 余裕教室で学習支援</small>
金	
土	10:00～12:00 公民館 (隣接)
日	実施なし <small>(毎月第2・4土曜日) 公民館で工作教室</small>



連携型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小中学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

令和8年度予算案 67億円 (91億円) + 令和7年度補正予算 8.3億円
※令和8年度当初予算案の全額は事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

(1) 放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和7年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

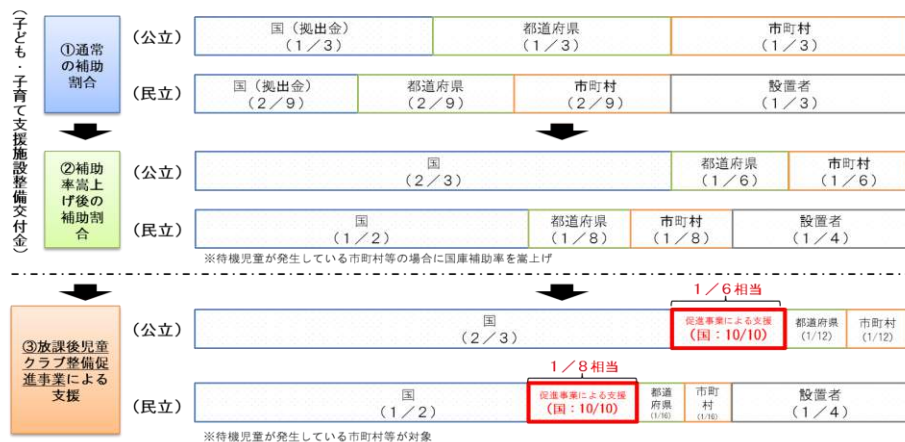
【補助率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合※	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率

(※)嵩上げ対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村
①通常	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/6	1/12	1/12

(本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2軽減

自治体の負担割合を1/2軽減

令和6年度 放課後児童クラブ関係処遇改善事業の実施状況について

(1) 放課後児童支援員等処遇改善等事業

- 内容：放課後児童クラブにおいて、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して職員の賃金改善等に必要な経費の補助を行う。
- 実施状況：452自治体（27.7%）

(2) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

- 内容：放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。
- 実施状況：508自治体（31.1%）

(3) 放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

- 内容：放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%（月額9,000円）程度引き上げるための措置を実施する。
- 実施状況：1,028自治体（63.0%）

※実施状況における（ ）内は、放課後児童健全育成事業を実施している全国1,633市区町村に対する割合である。

放課後児童クラブの利用ニーズの正確な把握について

一部の市町村において条例で定めている利用児童の対象学年と、実際の申し込み時に受付している学年が異なっている事例が発覚しました。放課後児童クラブに対する正確な需要を把握することは、施策を進める上で非常に重要であり、待機児童が多く発生している中、待機となった子どもや保護者に対する丁寧な対応にも配慮を求める必要もあることから、以下の事務連絡を発出いたしました。

事務連絡
令和7年12月19日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 担当部（局） 御中
市区町村

子ども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブの利用ニーズの正確な把握と 待機児童の保護者への対応について

この度、一部報道があったとおり、市町村において条例で定めている利用児童の対象学年と、実際の申込時に受け付けている学年が異なっている事例が発覚しました。これにより、本来対象であるべき児童が申込できず、結果として、待機児童として計上されるべき人数が過少となっていたものです。当該自治体においては、すでに待機児童が発生している状況を踏まえ、申込者の負担軽減のため、このような措置を講じていたとのことですが、本来対象であるべき児童の申込を受け付けられない手続は、保護者に対して不誠実な対応であるばかりでなく、放課後児童クラブに対する正確な需要を把握することができず、これに応じた数員量の検討を困難にするものと考えられます。国としても、自治体における利用ニーズの把握が正確に行われていないことについては、黄川田子ども政策担当大臣がすでに表明したとおり、遺憾であると考えています。

放課後児童健全育成事業は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第83号）を踏襲して各自自治体において策定していただいた条例に基づき運営されているものであり、条例に基づいた適切な事業の実施に努めていただきますよう、よろしくお願いたします。

なお、関係実施している「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の実施状況調査においては、市町村の対象児童の範囲を調査していますが、対象児童の範囲とは、同調査要領において「条例や要綱等において市町村が定めるもの」

としており、条例等の遵守の観点から、その対象学年は「申込ができる学年」と同義であると考えておりますことを申し添えます。

また、子ども家庭庁においては、本年度初めて、待機となっている児童の保護者を対象とした調査を実施（本年12月に結果公表予定）しました。自由記述においては、「待機となったが、その後全く自治体から連絡もなく、不安。」「利用調整の経過が分からず、不信感がある。」等の意見が散見されています。こうした保護者の懸念を踏まえ、待機児童が多く発生している自治体においては、下記のような対応例が考えられますので、ご検討ください。

記

1. 説明会や情報提供の実施

- 放課後児童クラブの例年の登録状況（待機児童の発生状況）について、申込期間前の時点において、保護者等に対して、
 - ・待機発生の見込み
 - ・待機となった場合に利用可能な事業（児童館のランドセル東証事業等）
 - ・保護者の就労状況等に関わらず利用可能な事業（児童館、放課後子供教室、ファミリー・サポート・センター等）等を利用にあたっての申込方法等も含めて丁寧に説明する。
- 適宜、放課後児童クラブの空き状況をホームページで公開する等の情報提供を検討する。
- 待機となったことにより別事業を利用することが想定される場合には、当該別事業と放課後児童クラブへの申込が一括で実施できるなどの工夫も検討する。

2. 利用調整の実施

- 放課後児童クラブの利用申込時には、「国庫補助基準額算定の際の「児童の数」の算出のため把握した利用希望口（曜日等）を踏まえ、曜日ごとに定員内での受け入れを行う等、利用調整を行い、柔軟な受け入れを実施する。
- その際、併せて、保護者の利用手続きに係る負担軽減及び放課後児童クラブ職員等の事務（受付、入力、利用調整）負担軽減の観点から、オンライン等による申込対応を検討する。オンライン化については、地域子ども子育て支援事業におけるICT化推進事業の活用を検討する。待機とな

放課後児童クラブの利用ニーズの正確な把握について

ったことにより別事業を利用することが想定される場合には、当該別事業と放課後児童クラブへの申込が一括で実施できるなどの工夫も検討する。

- 自治体によっては、在籍小学校区をまたぐ利用調整を行わないとしているところがあるが、待機児童解消を目的とした放課後児童クラブ送迎支援事業を活用する等、利用ニーズに即して柔軟に対応する。

3. 待機児童の正確な把握

- 自治体以外（事業所や指定管理者等）で利用申込を受け付け、自治体では登録児童数や待機児童数のみを把握している場合、複数のクラブに申し込んだ児童について二重の計上がなされるなど、正確な数字を自治体が把握できていないおそれがある。このため、正確な待機児童数を把握するために、自治体において、名簿等による待機児童を特定する等の作業が期待される。
- 待機を継続するか定期的に意向を確認しつつ、ニーズに応じた事業等を案内する。

4. 休会制度の導入

- 待機児童のうち、小学校の夏季休業中のみの利用を希望する児童が多い一方で、夏季休業中は利用しない登録児童もいることがわかっている。そのため、利用しない場合には「休会」扱いとし、その空き定員を待機児童に割り当てる。
- 一度休会すると再開したくとも待機を余儀なくされるのではないかとという保護者の懸念に対応するため、再度登録する場合には、優先的に空き定員に割り当てられる等の措置を導入する。なお、再度登録がない場合は、適切に待機児童の利用を調整する。

5. 整備上の対応

- 令和7年度から夏季休業中の分室に対する支援を拡充していることから、これを活用し、夏季休業中限定の支援単位を設置する。その際、高学年向け支援の単位を設置する等待機児童の学年のばらつきに応じた対応をすることも考えられる。
- また、夏季休業中限定の支援単位を設置する場合は、年度当初の申請にあたって、あらかじめ、通年利用の申込と夏休みのみ利用の申込を分けること。
- 申込の受付時期を制限する、一定期間経過後に引き続き待機する場合に

おいて再度申請を求める等の運用を行っている場合には、正確なニーズが把握できていない可能性が考えられることから、必要な受け皿整備量を把握できるよう運用の見直しに努める。

6. 補助事業の活用

- これらの調整に係る費用（ICT化及び送迎に関する費用を除く。これらについては、地域子ども・子育て支援事業におけるICT化推進事業及び放課後児童クラブ送迎支援事業の活用が検討できる）について、待機児童が発生している自治体を対象に「放課後児童クラブ利用調整支援事業」を通じて補助を行っている。利用自治体が少ないところなので、積極的な活用を検討する。

以上

照会先

子ども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

TEL: 03-6961-0303

E-mail: seiikukankyo.kenzen@cfu.go.jp

4. 放課後児童対策予算について

	令和8年度予算案	2,755億円の内数	(2,615億円の内数)
※<子ども・子育て支援交付金>	令和8年度予算案	2,163億円の内数	(2,013億円の内数)
※<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和8年度予算案	67億円の内数	(91億円の内数)
<こども政策推進事業費補助金>	令和8年度予算案	61億円の内数	(48億円の内数)
<保育対策総合支援事業費補助金>	令和8年度予算案	463億円の内数	(464億円の内数)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当

事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6※	} 1/3 ※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	
	市町村1/6	

【「こども未来戦略」における加速化プラン（令和6年度から継続実施）】

常勤職員配置の改善：運営費において「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助を継続する。

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅の際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（5）障害児受入強化推進事業

(3)の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要経費に対する補助

（6）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要経費に対する補助

（7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

- 公立の場合
(高上げ前) 国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3
(高上げ後) 国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6
- 民立の場合
(高上げ前) 国 2 / 9、都道府県 2 / 9、市町村 2 / 9、社会福祉法人等 1 / 3
(高上げ後) 国 1 / 2、都道府県 1 / 8、市町村 1 / 8、社会福祉法人等 1 / 4
※国庫補助率の高上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

(2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

3. 職員確保・研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

(1) 放課後児童クラブ待機児童対策実証等事業【新規】

待機児童が生じている都道府県・市町村において新たに放課後児童クラブで勤務する職員を確保するために事業の魅力発信等に係る経費を補助

(2) 放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

(3) 放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和8年度予算案における拡充内容（子ども・子育て支援交付金により実施）

① 運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化【拡充】

○放課後児童健全育成事業（運営費）

一定の要件を満たした上で45人を超えた児童を受け入れた場合にも、特例的に登録児童数区分36~45人を維持できるようにする。

【要件（案）】

- ア 市町村において待機児童が生じている
- イ 適正規模（36~45人）に戻す計画（見込み）があり一時的な対応
- ウ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位の分割が困難
- エ 追加の児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕がある
- オ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置する
※追加の児童数には上限あり
※1事業所が1回に限り1支援単位のみ申請可能とする

② キャリアアップ処遇改善加算に新たな区分を設定【拡充】

○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善を実施しているところ、新たに3年目の区分を設ける。



③ 放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業【新規】

業務のICT化を推進するとともに、オンライン研修対応、翻訳機等に係る必要な経費を補助する。

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和8年度予算案 0.7億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

＜具体的な取組例＞

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

※令和8年度に上記人数以上の待機児童が生じる見込みの場合も含む。

【補助率】 定額（国：10/10）

【補助単価（年額）】 都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

現状・目的

- 運営費における基本額において、登録児童数が36～45人の支援の単位を基準にしており、これを超えて児童を受け入れた場合、補助基準額が減額となる仕組みとしている。
- この設定は、適切な規模に誘導するために意義があるが、待機児童対策のため、支援単位を増やさず一時的に児童数を増加させて受け入れる場合、運営費が減額になるため、一時的な児童の受入が進まない実態がある。
- このため、安全対策を確実に実施しつつ、一時的な児童の受け入れが進むよう、国の定める基準（面積や職員数）に反しない限りにおいて、登録児童数の区分を弾力運用を行うことにより補助基準額を維持する運用を図っていきたい。

対応策

- 一時的な対応策として、以下の全ての要件を満たす場合に、45人を超えて児童を受け入れた場合であっても、特例的に登録児童数区分を36～45人で維持できるようにしたい。

【要件案】

- ① 市町村において待機児童が発生していること
- ② 適正規模（36～45人）に戻すための計画（見込み）があり、一時的な対応であること
- ③ 場所や人材の確保が困難なことにより、支援の単位を分割しての運営ができないこと
- ④ 追加の児童を受け入れても、児童1人当たりの専用区画面積に十分な余裕があること
- ⑤ 放課後児童支援員又は補助員を基準に加えて1名追加配置すること
 - ・追加児童数を何人まで許容するのか更に検討を行う。
 - ・1事業所が1回限り申請でき、かつ1支援単位のみ申請を可能とする。
 - ・手続き方法については今後検討を行う。

※参考「放課後児童対策パッケージ2025」（令和6年12月27日）

- ・待機児童が発生している状況下において、やむを得ない理由により、一時的に望ましい人数を超過した場合の考え方について整理すること
- ・利用実態を把握するとともに、こどもの安全確保対策に資する観点をもって検討すること

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

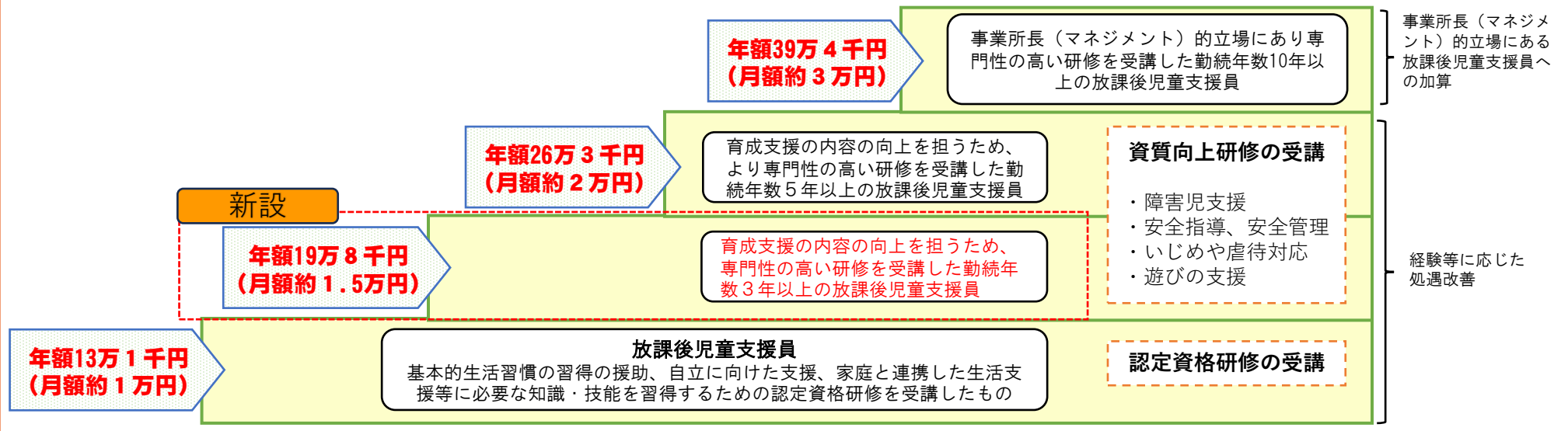
事業の目的

- 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

事業の概要

支援の単位ごとに①～④の合計額を補助する。その上限額は、919千円とする。

- ①放課後児童支援員 131千円 [1人当たり年額]
- ②概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者 198千円 [1人当たり年額] **新設**
- ③概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者 263千円 [1人当たり年額]
- ④概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した事業所長的立場にある者 394千円 [1人当たり年額]



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区及び一部事務組合を含む） ※ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。
 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

	令和7年度補正予算	36億円の内数
<子ども・子育て支援交付金>	令和7年度補正予算	11億円の内数
<子ども・子育て支援事業費補助金>	令和7年度補正予算	10.5億円
<子ども・子育て支援施設整備交付金>	令和7年度補正予算	8.3億円
<こども政策推進事業費補助金>	令和7年度補正予算	5.6億円の内数
<こども政策推進事業委託費>	令和7年度補正予算	0.1億円

1. 待機児童の解消等に向けての居場所づくり構築

(1) 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業（子ども・子育て支援事業費補助金により実施）

放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

(2) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業（こども政策推進事業費補助金により実施）

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。※こどもの居場所づくり支援体制強化事業で実施

2. 放課後DX・研修

(1) 放課後児童クラブ利用手続き等に関わるDX推進実証事業（子ども・子育て支援事業費補助金により実施）

放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人・事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費を補助する。

(2) 放課後児童支援員認定資格研修推進事業（こども政策推進事業委託費により実施）

都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修の実施については、定員・実施回数や講師の確保等の課題があり、これにより、受講待機者が発生していることから、放課後児童支援員認定資格研修の開催負担の軽減を図り、放課後児童支援員の人材確保を図っていくもの。

3. 施設整備等の支援

(1) 放課後児童クラブ整備促進事業（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、放課後児童クラブの整備を更に加速化させて、待機児童の早期の解消を図る。

(2) 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援（こども政策推進事業費補助金により実施）

すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行い、性被害防止のための対策とする。

4. 物価高騰支援

地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（子ども・子育て支援交付金により実施）

物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続して提供できるよう支援を行う

5. 放課後児童クラブの安全管理 について

児童館・放課後児童クラブにおける重大事故の報告について

重大事故の発生時については、事故の発生又は再発を防止するための措置や、事故が発生した場合における市区町村、利用児童の保護者等に対する連絡等の措置を講ずる必要があります。自治体の指示に従い、適切に事故報告を行うようにしてください。

重大事故とは・・・

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

※消費者安全法の規定においては、身体障害が残る負傷や疾病、一酸化炭素中毒等を含む

事故報告は、

国への第1報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、
第2報は、原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

児童厚生施設(児童館、児童遊園)

都道府県や市町村が定めた様式に沿って作成し、
市町村(県立の場合は県)を通じ、
国(こども家庭庁安全対策課、消費者庁)へ提出する

放課後児童クラブ

国が定めた様式に沿って作成し、
市町村を通じ、都道府県を經由し、
国(こども家庭庁成育環境課、消費者庁)へ提出する

報告内容は、消費者庁「事故情報データバンクシステム」、こども家庭庁「教育・保育施設等における事故情報データベース」で公開されています。

※詳細は、**児童厚生施設**については、「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（再周知）」（令和6年5月31日付け 消費者庁消費者安全課、こども家庭庁成育局安全対策課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省老健局総務課事務連絡）を参照のこと。また、**放課後児童クラブ**については、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和7年3月21日付け こ成安第44号、6教参学第51号 こども家庭庁成育局安全対策課長、こども家庭庁成育局保育政策課長、こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長、こども家庭庁成育局成育環境課長、こども家庭庁母子保健課長、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長通知）を参照のこと。

令和5年及び令和7年7月に発生した放課後児童クラブの活動中におけるプールでの死亡事故を受け、こども家庭庁では注意喚起を行っています。

放課後児童クラブや児童館において、プール活動等（プールをはじめ、海や川などにおいて児童が入水を伴う活動のこと。）を行う際には十分に準備を行った上で、安全を確保した状態で実施するようにしてください。

留意事項

○安全対策マニュアルの作成

- ・監視体制、職員研修、児童への安全指導、緊急対応（連絡体制・AED確認）を含める
- ・プール・海・川・湖など環境に応じた内容を想定
- ・事故対応マニュアルへの付記も検討

○職員への周知と研修

- ・全職員・ボランティアにマニュアルを周知し理解を徹底
- ・必要に応じて研修・訓練を実施

○事前確認の徹底

- ・水深、管理体制、天候などの事前確認
- ・長期休業中の臨時雇用者配置により体制に不備が生じると判断される場合は中止

○児童の発達段階・泳力の把握

- ・異学年児童が活動するため、発達段階を考慮した内容を検討
- ・児童の泳力や心身の状況を把握

○学校との連携

- ・小学校での水泳指導内容の確認
- ・児童が学校のプール教室等に参加・引率する場合、学校職員と事前協議を行い、業務内容の明確化、児童人数の把握、確実な引継ぎを徹底

※こども家庭庁ホームページで関連する事務連絡を公開していますので、必ずご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/houkago-jidou/>

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/>

児童館・放課後児童クラブにおける「安全計画」の策定について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定により、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正され、児童館・放課後児童クラブにおいて、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画「安全計画」を策定することになりました。（令和5年度は努力義務、令和6年度から義務化）

策定のポイント

- ・放課後児童クラブ等の設備の安全点検の実施に関すること
- ・マニュアルの策定
- ・児童・保護者への安全指導
- ・事業所・施設内での活動は勿論のこと、遠足等の事業所・施設外の活動時の安全確保に関すること
- ・放課後児童クラブ等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時の安全確保に関すること
- ・安全確保に係る取組等を確実に行うための放課後児童クラブ等職員への研修や訓練に関すること
- ・年間スケジュール（いつ・なにを行うか）
- ・再発防止の取組



策定後に事業者求められること

- ・計画の内容を、実際に児童への支援等を行う職員に周知する
- ・研修や訓練を定期的実施する
- ・（放課後児童クラブ）
利用する児童の保護者に対し、事業所内外における児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を入所時等の機会において説明を行うなどにより周知する
- ・（児童館）
利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を利用時等の機会において説明を行うなどにより周知することが望ましい
- ・PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行う

※具体的な安全計画や、取組と実施時期の例を「放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和4年12月21日 厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡）において、例示しているので参照いただきたい。

6. 児童館について

児童館の概要

1. 事業の目的、内容

- 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、すべてのこどもに健全な遊びを提供し、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設
- 遊びを通じての集団的・個別的な発達支援、健康の増進、地域組織活動(母親クラブ等)との協働、中・高校生世代への支援、子育て家庭への相談、放課後児童の育成支援等

2. 設置状況

4, 248か所 (公営:2, 239か所、民営:2, 009か所) <社会福祉施設等調査(令和6年10月1日現在)>

3. 設置及び運営主体

都道府県、市町村(特別区含)、社会福祉法人等

4. 設備、職員

- 設備:集会室、遊戯室、図書室及び便所の設置
- 職員:児童の遊びを指導する者(児童厚生員)の配置

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)

5. 財政支援

- 施設整備費(令和7年度予算):次世代育成支援対策施設整備交付金(67億円の内数)

【補助率】定額(原則1/3相当)

※地域における「こどもの居場所」として機能強化を図る児童館の施設整備については、補助率を1/3→1/2に嵩上げ。

- 運営費:平成24年度から地方交付税措置

6. 運営について

- 児童館ガイドライン:児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すもの (令和6年12月こども家庭庁成育局長通知)

「児童館ガイドライン」の改正について（第二次改正 令和6年12月）

児童館ガイドラインの発出・改正の経過

- 児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年3月に児童館ガイドラインを発出した。
- 地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館の更なる機能拡充を目指し、平成30年10月、「児童館ガイドライン」の改正を自治体あてに通知した。（第一次改正）
- こども家庭庁こども家庭審議会こどもの居場所部会の下に、児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会を設置し、「児童館ガイドライン」の見直しについて検討を行い、改正案をとりまとめた。



児童館のこどもの居場所としての更なる機能強化を目指し、令和6年12月に「児童館ガイドライン」の改正について通知（こども家庭庁成育局長通知）した。また同時に、改正点等の解釈を示す通知（こども家庭庁成育局成育環境課長通知）を発出した。

児童館ガイドライン第二次改正のポイント

- こどもの権利について、子ども自身が権利を学ぶ機会を保障することや権利が侵害されたときの対応方法について定めておくことの必要性等を示した。
- こどもの性被害防止のため、こどもの発達段階に応じた啓発を行うことや、こども間での性暴力が発生した際に対応できる体制を構築することを求めた。
- インクルージョン（包容・参加）の観点から障害のあるこどもや、社会的・文化的な困難を抱えるこども等へ必要な配慮を行うことを追記した。
- 児童館は、こどもの居場所づくりのコーディネーターとしての役割や、災害時におけるこどもの居場所としての機能について期待されていること等を示した。
- こどもの安全対策について、設備運営基準に定められた安全計画の策定等、適正な運営を求め、こどもの置き去り事案の防止や交通事故の防止について示した。
- 「子ども」の表記を「こども」に統一した。

その他、所要の改正を行った。

令和8年度予算案 67億円（67億円）

+ 令和7年度補正予算額 94億円（通常整備分 84億円、国土強靱化実施中期計画分 10億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、令和4年改正児童福祉法や「こども・子育て支援加速化プラン」等を踏まえ、次世代育成支援対策の充実を図るとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、児童福祉施設等の耐災害性強化対策を推進する。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		
児童福祉施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設 ・職員養成施設 ・児童自立生活援助事業所 ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

【令和7年度補正予算により実施する拡充事項】

- 防災・減災・国土強靱化の推進

「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、耐震化整備等に必要な経費を確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等

【補助率】定額

（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当

児童館の場合：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当等）

<以下については補助率の嵩上げを実施>

- ・児童養護施設や乳児院の小規模化かつ地域分散化に係る施設整備であつて一定要件を満たす場合※1 国1/2相当→2/3相当
- ・産後ケア事業を行う施設の創設・増(改)築※2 国1/2相当→2/3相当
- ・「こどもの居場所」としての機能強化を図る児童館の施設整備を行う場合 国1/3相当→1/2相当

※1 対象となるのは、①財政力指数1未満の自治体又は②原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体（経過措置として一定の要件を満たす場合には①②以外の自治体も含む。）

※2 対象となるのは、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体

児童厚生施設における 「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について

- 児童館の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において対応しているところ。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1 / 3 → 1 / 2に嵩上げを行っている。

対象事業

地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、児童館の利用者増や利用対象を拡充（例：中・高校生世代への拡充）するような機能強化を行うことを、市町村「こども計画」において位置づけている（位置づける予定を含む）場合、その整備（創設、改築、拡張、大規模修繕、防犯対策等）について対象とする。

（具体的な整備例）

- ・ 中・高校生世代が占有できる部屋（ティーンズルーム等）
- ・ グループ学習室や自習室
- ・ 音楽スタジオ
- ・ 中・高校生世代の体格等に適した運動スペース（ダンススタジオ、スケートボードパーク等）
- ・ 文化芸術活動等に活用するアトリエや編集スタジオ
- ・ e スポーツやオンラインコミュニケーションをおこなう部屋や設備（施設と一体的なものに限る）
- ・ 簡易な調理設備（施設と一体的なものに限る。）
- ・ 開館時間を延長することに伴う防犯対策（警報装置、照明等）
- ・ 調乳設備を備えた授乳スペース
- ・ 乳児親子が占有できる部屋
- ・ 障害の有無に関わらず利用ができ、交流が促進される設備（インクルーシブな遊具等）が設置された部屋

留意事項

こども基本法の基本理念に基づき、「こどもの居場所」づくりにおいては、こどもの意見が尊重されることが求められる。本整備においても、こどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映すること等を考慮すること。

詳細は、「児童厚生施設における「こどもの居場所」としての機能強化を図るための整備について」（令和5年12月19日こ成事第568号こども家庭庁成育局長通知）参照のこと。

〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 5億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

〈活動例〉小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート(学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等)

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	7,489千円	1 指定都市あたり 5,842千円
	1 特別区・中核市あたり	3,683千円	1 市町村あたり 2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
【補助基準額】	1 都道府県あたり	4,502千円	1 指定都市あたり 4,090千円
	1 特別区・中核市あたり	3,849千円	1 市町村あたり 2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 団体あたり 5,000千円(上限) ※同一団体の同一事業は採択しない。

(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】	都道府県、市町村
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 自治体あたり 5,000千円



7. こどもホスピスの取り組みの推進 について

「こどもホスピス」の全国普及に向けて

「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)より一部抜粋

発達障害児・医療的ケア児を含む全ての障害のあるこどもと家族への支援体制の整備やインクルージョンの推進等を図るとともに、**こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める。**

こどもホスピス支援の現状

- 全国には、LTC (Life-Threatening Conditions : 生命を脅かされる状態) のような重い病気のこどもを支える、さまざまな取組や多様な支援の実態がある。(医療型、福祉型、地域型、拠点を持たない取組等)
- こどもの医療や障害等の制度をふまえ、わが国のこどもの育ちと子育て支援の環境を包括的にとらえた上で検討を進める必要がある。
- 「こどもホスピス支援モデル事業」及び調査研究事業の成果等を踏まえ、こども当事者のニーズや現状のこどもホスピスの機能等にも着目した検討のプロセスが必要である。



全国普及を進めていく こどもホスピスとは

病気により命を脅かされているこどもが、「生きる」を実感できるための体験に繋がる取組(※)の総称。

※季節のイベントや旅行など、日常・非日常を問わない取組、きょうだい児を含めた家族のグリーフケア等も含めたケアの提供の取組も含む。



推進の方向性

- 拠点型の取組に限らず、病気のこどもや家族を多様な方法で支える取組を対象として、こども当事者の声に耳を傾けながら、自治体による主体的、包括的な取組を推進する。
- 「こどもホスピス支援モデル事業(※)」を活用する自治体の実践例を踏まえながら、「こどもホスピス」の全国普及に向けた取組を推進する。

※「こどもホスピス支援モデル事業」において、直接的支援とする補助対象は「地域型こどもホスピス」とするが、協議会の開催、地域におけるネットワークづくり等に関しては、「医療型」「福祉型」や「拠点を持たない取組」も含める。



こどもまんなか
こども家庭庁

8. こどもホスピス支援モデル事業 について

事業の目的

〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 3億円

- LTC（※1）にあるこどものような、重い病気のこどもであっても、体験や成長発達の機会が保障され、家族を含め孤立せずに行われる地域を作ることを目指し、様々な立場の専門家や支援者との顔の見える関係が地域で構築されるよう、「こどもホスピス」（※2）を地域で支援するためのモデル事業を実施する。
- 都道府県等が、医療機関、NPO法人等の民間団体と連携し、地域の実態や課題を協議、支援するモデルの構築を図るとともに、管内におけるLTCのこどもといった、重い病気のこどもの実態把握や、「地域型こどもホスピス」（※3）による支援について、モデル的に補助を行う。

※1 LTC (Life-Threatening Conditions : 生命を脅かされる状態) にあるこども。

※2 重い病気を抱えるこどもが「生きる」を実感できるための体験に繋がる取組の総称。令和5年度調査研究をふまえ、主たる収入源に着目し「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。こどもホスピスへの補助の在り方については、本事業の実施状況や、調査研究における実態把握等を進めながら検討する。

※3 寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」については、安定的な収入確保が担保されていないため公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

(1) 関係者による協議会等の開催<必須>

医療・教育・福祉等の関係機関、こどもホスピス等との連携・支援の方策の検討や、LTCのこどもの実態把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。◆協議会等の開催を前提に実態調査を先行実施する場合は、協議会等の開催を行わない場合であっても、(2)において本モデル事業の申請を可とする。

(2) 管内のLTCにあるこどもの実態調査の実施<加算>

管内のLTCのこどもの実数や概数等の実態把握の調査実施の取組に対して財政支援を行う。

(3) こどもホスピス推進のための普及啓発の取組支援<加算>

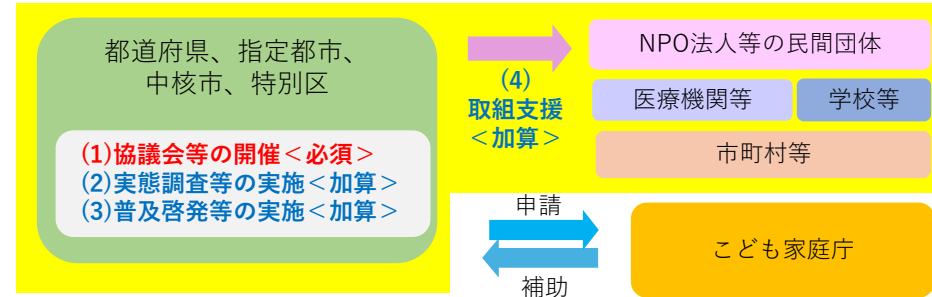
LTCにあるこどもや家族へ効果的に情報や支援を届けるために、関係機関や民間団体等間の交流機会の創出、こどものアドボカシーの推進等の普及啓発の取組に対して財政支援を行う。

(4) 地域型こどもホスピスの取組支援<加算>

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）と連携、LTCのこどもや家族支援を実施する場合に財政支援を行う。

◆協議会の開催を前提に先行実施できる事業は、(2)のみであり、(3)、(4)は先行実施対象外。

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



※ 必須(1)に加え、(2)または(3)(4)のみならず、(2)~(4)を加えた取組に対する補助も可能
 ※ (4)は、地域の実情等に応じたプログラムや方法を組み合わせるもの。民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピスの活動形態】

- ・拠点支援型 : 施設等で実施されるもの、デイユース、宿泊等は問わない
- ・訪問支援型 : 家庭や医療機関等への訪問等、提供場所を特定せず実施されるもの
- ・遠隔支援型 : 家庭や医療機関等においてICT等を活用、遠隔で実施されるもの
- ・複合支援型 : 拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせるもの

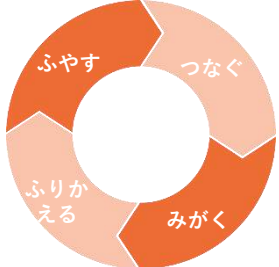
実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、特別区 【補助率】 国 10/10

【補助基準額】 1自治体当たり

(1) 1,992千円 (2) 5,310千円 (3) 4,516千円 (4) 9,613千円

9. こども・若者の居場所づくりについて

<p>概要</p>	<p>こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。</p>
<p>背景</p>	<p>地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、居場所への多様なニーズが生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、国としても一定の考え方を示すことが求められている。</p>
<p>理念</p>	<p>全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。</p>
<p>こどもの居場所・居場所づくりとは</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。 こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。
<p>こどもの居場所づくり推進の視点</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる ②「つなぐ」～こどもが居場所につながる ③「みかく」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「ふりかえる」～こどもの居場所づくりを検証する </div> </div>
<p>役割責務等</p>	<p>こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。</p>

こどもの居場所づくりに関係する者の責務、役割と推進体制等

責務・役割

こどもの居場所づくりに関係する者の

こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要である。

民間機関や地域の役割

居場所づくりの担い手である**民間団体・機関**は、本指針の理念等を踏まえ、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施する。**地域住民**は、こうした取り組みへの関心と理解を深め、自ら参加するとともに、こどもの見守りなど積極的な役割が期待される。

学校や企業の役割

学校は、教育機関としての役割のみならず、居場所としての役割も担っており、その認識の下、学校・家庭・地域が連携・協働し、居場所づくりを推進する。**企業**は、社会的責任を果たす観点から、食材や活動プログラムの提供、運営ノウハウや技術支援など積極的な役割を担うことが期待される。

地方自治体や国の役割

市町村は、量・質両面からこどもの居場所づくりを計画的に推進する。**都道府県**は、市町村の取組を支える。**国**は、これらの取組を支えるとともに、評価指標の策定等を通じた全国レベルでの進捗把握や、居場所づくりの好事例の発信など普及促進を行う。

国における推進体制

- ・本指針に基づきこどもの居場所づくり施策を総合的に推進するため、こども家庭庁が政府の取組を中心的に担い、**こども家庭庁のリーダーシップの下、関係府省庁が連携・協力しつつ、政府一体となってこどもの居場所づくりを強力に推進する。**
- ・国が策定するこども大綱に本指針の内容を盛り込み、関連する他のこども施策とあわせ具体的施策を推進する。

地方自治体における推進体制

- ・こども政策担当部署がリーダーシップを取る方法や、教育委員会がリーダーシップを取る方法など、**地域の実情に応じて関係者が連携・協力できる体制を構築することが期待される。**とりわけ、**福祉部門と教育部門との連携が重要**である。関係者による協議会などの会議体を置くことも考えられる。
- ・こども基本法において、都道府県は、国のこども大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられている。**こどもの居場所づくりについても自治体こども計画に位置づけ、計画的に推進していくことが求められる。**

施策の実施状況等の検証・評価、指針の見直しについて

- ・こども家庭審議会において、施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価し、これを踏まえて対策等の見直しや改善に努めることが重要。**国においてこどもの居場所づくりの検証の方法を十分に検討した上で、評価指標等を設定し、その進捗を定期的にフォローアップする。**また、調査研究や事例収集等を通じて、地域のこどもの居場所づくりの取組状況等を適切に把握・分析し、政策的対応に向けた検討を行う。**その際、こども・若者の参画を得るとともに、こどもの居場所に関係する者の意見を聴きながら丁寧に進めることが重要。**
- ・施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、こども大綱とも十分に連携を図る観点から、**おおむね5年後を目処に見直しを行う。**

推進体制等

〈こども政策推進事業費補助金〉令和7年度補正予算 5億円

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- また、地域におけるこどもの諸問題に対応するべく、今後の児童館の活動を開発し、普及することを目的にモデル事業を実施する。
- (1)～(3)は「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間(令和6年度～令和8年度)、(4)は3年間(令和7年度～令和9年度)で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

- ・こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・居場所マップの作製・配布
- ・人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- ・早朝のこどもの居場所づくり
- ・新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ・ユースを中心とした居場所づくり 等



(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

すべてのこどもが利用できる児童館の特性を活かし、現行の「児童館ガイドライン」に示された内容を超え、今後期待される活動に取り組む自治体に対して事業費を補助する。

〈活動例〉小学生の生活の連続性に配慮した地域人材のコーディネート(学校支援人材や放課後児童支援員等の放課後支援人材の発掘、養成等)

実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】1 都道府県あたり 7,489千円 1 指定都市あたり 5,842千円
 1 特別区・中核市あたり 3,683千円 1 市町村あたり 2,080千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助率】国 1/2、都道府県・市区町村 1/2
 【補助基準額】1 都道府県あたり 4,502千円 1 指定都市あたり 4,090千円
 1 特別区・中核市あたり 3,849千円 1 市町村あたり 2,107千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援(モデル事業)

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体(全国展開しているオンラインの居場所に限る)
 【補助率】国 10/10
 【補助基準額】1 団体あたり 5,000千円(上限) ※同一団体の同一事業は採択しない。

(4) 児童館等を活用した地域課題解決モデル事業

【実施主体】都道府県、市町村
 【補助率】国 10/10
 【補助基準額】1 自治体あたり 5,000千円



〈こども政策推進事業費補助金〉令和8年度予算案 7億円（9億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要となる「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるところを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- 地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- 居場所に関する地域資源の把握
- 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】 i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

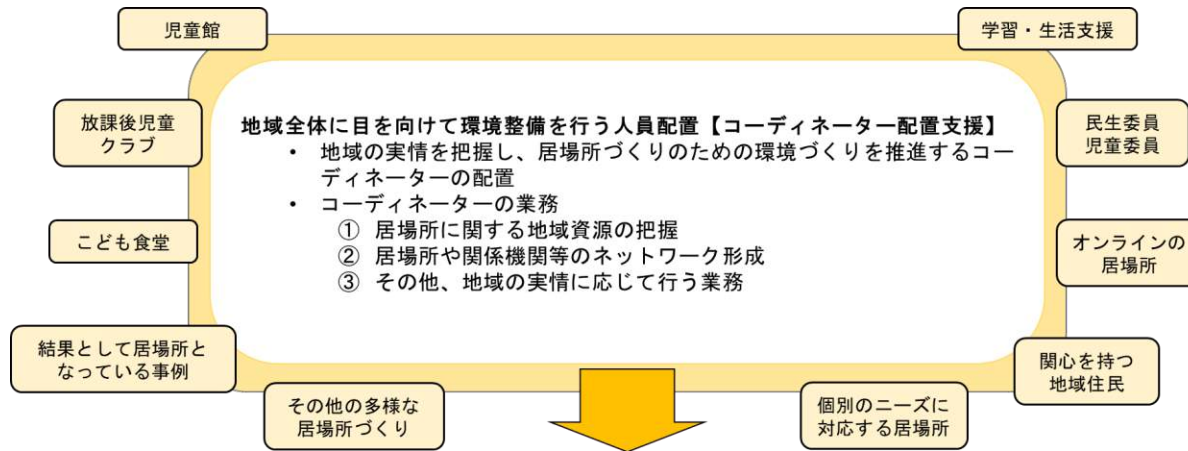
17,580千円（3名以上配置の場合）

11,846千円（2名配置の場合）

6,111千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



「こどもの居場所づくり」の先進事例のご紹介

※ こども家庭庁ホームページで公開

🔍 こども家庭庁（ホーム）>政策>こども・若者の居場所づくり

こども・若者の居場所づくり

こども家庭庁では、こども・若者全員が居場所を見つけることのできる社会の実現を目指し、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりが全国で広まるように取り組んでいます。

1. こども・若者の居場所、居場所づくりって何？
2. こども・若者の居場所づくりに関する取組事例紹介
3. こども・若者の居場所づくりに関するお問い合わせ
4. こどもの居場所づくり支援体制強化取組
5. こどもの居場所づくりコーディネーター取組推進支援事業
6. 児童館のこどもの居場所
7. 小学生の数の居場所づくり
8. 関連資料
9. 会議等

こどもの居場所づくりに関する全国の先進事例を、こども家庭庁のホームページで公開しています。



目次					
1	こども・若者の居場所、居場所づくりって何？	2	こども・若者の居場所づくりに関する取組事例紹介	3	こども・若者の居場所づくりに関するお問い合わせ
4	こどもの居場所づくり支援体制強化取組	5	こどもの居場所づくりコーディネーター取組推進支援事業	6	児童館のこどもの居場所
7	小学生の数の居場所づくり	8	関連資料	9	会議等



こどもの居場所づくりコーディネーター事例集 目次	
1	はじめに
2	事例1 児童館のこどもの居場所づくり
3	事例2 小学生の数の居場所づくり
4	事例3 児童館のこどもの居場所づくり
5	事例4 児童館のこどもの居場所づくり
6	事例5 児童館のこどもの居場所づくり
7	事例6 児童館のこどもの居場所づくり
8	事例7 児童館のこどもの居場所づくり
9	事例8 児童館のこどもの居場所づくり
10	事例9 児童館のこどもの居場所づくり
11	事例10 児童館のこどもの居場所づくり

プレイパークを核とした子どもの居場所づくり推進並びに 子どもの声を届ける分野横断型の連携体制構築事業

【この事例の詳細はこちら】

<https://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kyoikuiinkai/tiikikyoku/seisyonen/1572332471610.html>



事業目的

地域のつながりの希薄化、少子化の進展などにより、子ども同士が遊びを通じて学び合う環境が失われ、地域コミュニティが子どもの育ちを支えることが困難になってきているなかで、**行政・地域住民・NPO が連携し、市内各所でプレイパークを実施することで、全ての子どもが自由に安心して過ごせる居場所を提供する。**

事業概要

子どもたちが自由に外遊びができる場として、**常設を想定した基幹となるプレイパークに加え、プレイカー（専用車両）を活用した出張型のプレイパーク**を市内の都市公園等で定期的に開催した。また、プレイパークを理解している福祉領域の専門家（ソーシャルワーカーやカウンセラー等）やユースワーカーを現場に配置するとともに、それらのスタッフがプレイパークを利用する子どもや保護者と交流する中で、**利用者の意見や願いを拾い上げ、行政など各分野の関係者で横断的に共有し、施策に反映させるためのプラットフォーム**を試行的に立ち上げた。



活動の成果

拠点型と出張型のプレイパークを組み合わせることは、拠点となるプレイパークに地理的に来場できない子どもに対しても、必要な居場所を提供するという**アウトリーチ型の支援**として有効である。他方、プレイパークを利用する子どもの保護者同士で交流が生まれ、近所の高齢者が子どもに昔遊びを教えたりするなど、**地域における新たなつながりづくりの場**となっていた。また、各自治体でこども計画の策定が求められる中、**子どもの意見聴取の試みや、庁内の連携協力体制の構築など、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みの素地**を作ることができた。

実施時のポイント

実際にプレイパークの会場となる公園等の周辺住民に対し、取り組みに関する事前周知や開催中の声掛けを積極的におこない、**地域住民の方々の理解促進に努めた**ことで、事業の円滑な実施につながった。また、**あらかじめ地域住民の賛同や協力を得ておくことは、将来における事業の継続性という観点からも非常に大切**である。

担当者の声

今回、実際にプレイパークを実施した地域の住民の方から、「今後もぜひ続けてほしい」という声をいただいたことから、プレイパークが子どもたちにとっての居場所のみならず、**見守る側の大人たちにとっても、人とのつながりを持てる、心安らぐ場所**になっていると感じた。

民間施設（コワーキングスペース）を活用した 中高生の居場所づくりモデル事業

【この事例の詳細はこちら】

<https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/education/support/support/379115.html>



事業目的

中高生が利用できる公的施設である児童館は、中高生から「小学生以下向けの施設となっており行きたいと思わない」と意見を聴いた。そのため、**中高生が行きたいと思え、自分に合った過ごし方ができる施設（居場所）を提供し、また、多世代の人との交流を通して自己肯定感や社会性を育てるため、本事業を行った。**

事業概要

中高生が行きたいと思える魅力的な施設として**民間のコワーキングスペースを活用し、居場所として提供。また、定期的に中高生対象のイベントを開催し、利用・交流の促進を行った。**

【開設日等】 土日・祝日（10時～18時）

【過ごし方】

- ・ひとりで学習や読書、ゲームなど・友人とおしゃべり・施設スタッフへの進路相談・気になる職業や趣味について社会人から話を聞く（スタッフから繋ぎ可能）

【イベント内容】

- ・ボードゲームイベント・デジタルアート体験・VR体験・進路相談会

活動の成果

アンケート回答から、利用する理由として「おしゃれな雰囲気」「集中して勉強できる」「他校との生徒と交流できる」などの**過ごしたい場所としての回答が多くあり**、また「前向きな気持ちになれる」「自分らしく過ごすことができる」などの**自己肯定感が向上されている回答**もあった。

【利用実績（R6.12月末時点）】 登録者数 546人

利用者数 1,391人（20.8人/日）

実施時のポイント

施設は通常社会人が利用しているため、**中高生の席数を確保するためには社会人の利用が少ない日や時間帯を考慮して開設日を設定する必要がある**。また、中高生の利用者数によってはお断りをする必要があるため、利用者へのリアルタイムでの周知方法等については事前に確認しておく必要がある。

担当者の声

コワーキング施設の利点は、スタッフや社会人、他校の生徒など様々な人と交流ができることであるが、交流するには**スタッフとの信頼関係を構築する期間が必要であると感じた**。経過と共にスタッフとの会話が増えてきており、継続して実施し、さらに効果を検証していきたい。



こどもの居場所づくりコーディネーターの役割・先進事例一覧

実施要綱上
必須とされる
業務内容

居場所に関する地域資源の把握

- 市民向けセミナーの開催等を通じた、地域の人材発掘(新潟市・豊中市・真庭市・福岡市・他)
- 寄付の窓口開設等による、地域資源の収集(新潟市・豊中市・鳥取市・他)
- 居場所づくりの実践に対するペーパー調査・ヒアリング調査の実施(鳥取市)
- 実践現場からの情報収集(福岡市・他)

居場所同士や関係機関等ネットワーク形成

- 生活圏としての地域と結びついたネットワーク会議の開催(豊中市)
- 実践者と支援者の協働によるプラットフォームの構築(鳥取市)
- こども家庭センター等、行政との連携(横浜市・他)

居場所の運営や、人材育成等の組織経営のサポート

- 居場所づくりに関する相談窓口の開設(新潟市・真庭市・鳥取市・他)
- 助成金や補助メニュー、各種施策等の情報提供(新潟市・京都市・他)
- 実践者向けセミナー等の開催(京都市・豊中市・他)

居場所に関するこども・若者のニーズ把握、居場所とのマッチング

- 居場所づくりに関する情報発信ツール(SNS・HP等)の開設・運営(豊中市・福岡市・他)

その他、地域の居場所づくりの推進に必要な業務

- 地域の既存のネットワークとの連携等(新潟市・京都市・他)
- 市民の課題意識から「居場所」に関する取組に結び付ける活動(真庭市)
- 地域企業へのアプローチ(鳥取市)

地域の実情に
応じて実施する
業務内容

神奈川県横浜市 こども食堂バックアップ事業



総事業費(令和7年度):1,485 千円 コーディネーター配置人数(令和7年度):6人

● 事業概要

区社会福祉協議会・区役所・運営団体の横のつながりを強化することで、こどもの居場所の立ち上げや、運営の支援につなげることを目的に実施するもの。

● コーディネーターの配置状況等

コーディネーターの配置については、市内に18区ある行政区毎に設置された、区社会福祉協議会が中心となって進めている。

令和6年度は3名の配置だったところ、令和7年度は6名が配置されているが、これは区毎に設置予定のこども家庭センターの設置状況に合わせているため。コーディネーターには、こども家庭センターに配置される統括支援員との連携を求めており、これによって区社協・区役所・運営団体の連携を図っている。

● 本事業の特色等

横浜市の特徴として、区ごとの特色を捉えながら取組を進めることを目指しているため、事業の趣旨としてコーディネーターが統括支援員と連携し、社会福祉協議会・区役所・運営団体の横のネットワークを構築することは求めているものの、ネットワークの活用方法については各区ごとに独自の取組が行われている。一方で、各区の取組の進み具合や、統括支援員との関係性に差が生じやすいことが、課題となっている。

● コーディネーターの業務内容

① 各区における会議の開催・運営

各区において、年1回以上の頻度でこどもの居場所づくりに関わる人たちの会議を開催・運営している。このとき、統括支援員を参加者に含めることを求めており、これによって区役所と連携して動くことを可能にしている。

② 居場所づくりに関するネットワークの維持・継続

区内でこどもの居場所づくりに取り組んでいる実践者をつなぎ、ネットワークを構築している。ただし、具体的な取組の内容については各区に一任しており、研修や交流会の実施の他、区単位でこどもの居場所に関するマップの作製に取り組んでいる事例もある。

③ 居場所立ち上げ時の相談支援

こどもの居場所づくりの取組を始める際には、まず社会福祉協議会に相談することが多く、ここからネットワークの会議等の参加者の発掘につなげている。

【別事業における社会福祉協議会との連携】

▶ こどもの居場所に関する調査

市全域の調査を、市の社会福祉協議会と契約して実施しているが、実態としては各区の社会福祉協議会が地域の調査を行っている。

● 担当者／コーディネーターの声

区域毎のネットワーク構築により、社会福祉協議会、行政からの助成金等や地域の方からの寄附に関する情報提供、こどもの居場所運営団体間の運営ノウハウの情報交換が行われ、こどもの居場所の継続的な運営に寄与すると考えている。

統括支援員と区社会福祉協議会のコーディネーターが随時認識合わせを行っている区がある一方、運営団体に力もあり、ネットワークの必要性に疑問を持っている区もある。

京都府京都市 子どもの居場所づくりコーディネーターの配置事業

【子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業】<https://kyoto-kodomo.jp/>

総事業費(令和7年度):48,068 千円 コーディネーター配置人数(令和7年度):3人



● 事業概要

本事業は、**子どもの居場所に係る相談支援や情報発信、実施団体との交流会の実施によるネットワークづくり**を推進する<子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業>と、青少年活動センターと連携し、若者が気軽に立ち寄れる居場所づくりを進める<青少年活動センター運営事業>の2つのスキームによって実施している。
※本事例は、前者の事業について記載(総事業費:13,882千円)

● コーディネーターの配置状況等

京都市社会福祉協議会(以下「市社協」)に業務委託し、担当のコーディネーター3名を配置している。(そのうち1名以上は正規職員としている。)

● 本事業の特色等

市社協のコーディネーターが各区社会福祉協議会(以下「区社協」)の地域福祉コーディネーター(別途配置)と協働・連携して事業展開を図り、11行政区での身近なネットワーク構築を図ることが最大の特徴。地域等を巻き込んだ子どもの居場所づくりの展開が図れており、市担当課としては、**地域の現場に施策を届けることができている点**を大きなメリットと認識している。

● コーディネーターと区社協の地域福祉コーディネーターの連携内容等

① 応援・活動したい人の身近な相談窓口

寄付の受付のほか、活動したい気持ちはあるが、どうすれば良いか知りたい人の身近な相談窓口となっている。寄付物資等については、**市内260箇所の活動団体にSNSで周知**し、応援したい人と活動団体をつないでいる。

② セミナー・交流会の実施

地域の取組として、子どもの居場所にかかるフェス(38団体の参加で実施。1700名の市民が来場)(上写真参照)や子どもの権利に関するセミナーなど、**子どもの居場所にかかる交流や学びの機会**を実施している。また、地域の取組では、区保健福祉センターをはじめ、関係機関や企業等と幅広くつながって展開している事例(情報交換会等)もある。

③ 現場への行政情報や各種情報の発信

行政情報や補助金関連の情報、民間団体等の取組で関係があるものなど、**現場で活用可能と思われる情報**を届けている。

④ 定期的な報告会、情報共有

コーディネーターと区社協の地域福祉コーディネーターとは1ヶ月ごと、コーディネーターと市担当課とは2ヶ月ごとの頻度で、**定期的な報告会と情報共有の機会**としている。

⑤ ホームページやSNSの運営

ホームページやSNSを活用し、運営者向けの寄付物資等の情報発信のほか、居場所マップの掲載等を行っている。

● 担当者／コーディネーターの声

本事業では、子どもの居場所に関する立ち上げ相談をはじめとした活動団体へのきめ細かな支援を実施しています。各行政区において情報交換会を開催し、活動団体や地域団体、関係機関の横のつながりづくりも進んでいます。

また、HPやSNSでの情報発信や地域に密着した取組を展開していることで、活動への理解や関心が広がり、企業や市民の皆さまからの寄付の相談も増えているなど、支援の輪が広がっていることを実感しています。

「こどもの居場所づくり」の広報・啓発資料について

※ こども家庭庁ホームページで公開

【動画】

内容	訴求対象
啓発動画（縦版）	こども向け
啓発動画（横版）	一般向け
指針解説動画	こども向け
指針解説動画	一般向け
指針解説動画	地方公共団体・実践者向け

【パンフレット等】

内容	サイズ	ページ数
パンフレット	A4	20ページ
チラシ	A4（拡大印刷も可）	2ページ（両面1枚）



上：チラシ
左：啓発動画（横版）サムネイル

こどもまんなかアクションの紹介

こどもまんなか応援サポーターのみなさんからお寄せいただいた情報を、ご紹介します。



○居場所づくり・こども食堂

[居場所づくり・こども食堂に関する詳細ページはこちら](#)

- [【りそな YOUTH BASE】株式会社埼玉りそな銀行](#)
- [【地域開放型教室 まなび@R】株式会社クレオテック](#)
- [【子育てサロンそらまめくん】ジャックと豆の木園](#)
- [【ヨルのジドウカン】社会福祉法人京都福祉サービス協会 塔宮の園児童館](#)
- [【居場所づくり動画ライブラリー認定】NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ](#)
- [【さがみはら子どもの居場所サミット2024こども委員会】NPO法人さがみはら子どもの居場所サミット](#)
- [【公民連携子どもの居場所「子どもLOBBY」】門真市](#)
- [【こどもの居場所～3つのスタイル～】認定NPO法人子どもと文化のひろば ぶれいおん・とかち](#)
- [【キッズカフェ】NPO法人ひと・まち・ジャンクション](#)
- [【子ども食堂サークルクロッカス】任意団体L.S.W](#)
- [【ママのためのホットタイム】NPO法人あっとわん発達支援ルームくまたん](#)
- [【四国学院大学生と一緒に楽しもう！】認定NPO法人子育てネットくすくす](#)
- [【こども第三の居場所COCO-Z】NPOこどもサポート・みんなのおうち](#)
- [【無人駅における放課後のこどもたちの居場所づくり「ぶらっとはうす」】都留文科大学](#)
- [【フリースペースわれもこう】うみのこてらす](#)
- [【わかばママ会】NPO法人あっとわん東部子育てセンター](#)
- [【子ども第三の居場所ちんじゅのもり】NPO法人創作クラブGrian](#)
- [【リアルてらこや】らいむぎハウス](#)
- [【地域の子育てを支える】すくすく泉](#)
- [【子ども図書館】特定非営利活動法人モモの木](#)
- [【まなあそ】おむすび](#)
- [【めりあ園こども食堂・外展の愉快な仲間たち】一般社団法人MERIA](#)
- [【うむまえ・うむとき・うんだあと】NPO法人WooMoo](#)
- [【放課後等デイサービス】一般社団法人 興起 あそび場りのぼの](#)

【居場所づくり動画ライブラリー認定】 NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ

掲載日：2025年1月24日

実施場所：全国

■取組概要

認定NPO法人むすびえでは、居場所づくりを進めようとする自治体を支援するプロジェクトを立ち上げ、推進しています。居場所づくりを進めたいものの、「どこから始めて、どう進めればいいのかわからない」と悩む自治体の担当者が多く存在します。そうした方々に向けて、居場所づくりに関する動画を作成し、無料で公開しています。

この動画は、「居場所づくりってどう進めたらいいの？」と悩む方々へのヒントとなるよう、実践事例や研究結果を交えながら、わかりやすく解説しています。主に自治体職員を対象として制作していますが、居場所づくりに関わる幅広い関係者にも参考になる内容となっています。

今後もさまざまな動画を更新予定です。ぜひご覧いただき、地域での居場所づくりの取り組みにお役立てください。



■担当者コメント

居場所づくりは官民協働、幅広い関係者の協力が重要です。この動画を関係者に共有し、ぜひ居場所づくりの推進に役立ててください。また、居場所づくりに取り組もうとする自治体のご相談もお待ちしております。

「災害時のこどもの居場所づくり」手引き（概要）

概要

平時の備えから、発災直後・中・長期を含む期間における取組まで、**災害時におけるこどもの居場所づくりに必要な情報や留意すべき点、参考になる取組等をまとめたもの。**

定義

「災害時のこどもの居場所」とは、自然災害や事故等の緊急事態において、**被災地域または避難した先で設置されるこどもの居場所**のことを指す。平時とは異なり、十分な準備期間がないこと、被災地域外から入る団体との連携が重要なこと、時間の経過とともに求められる役割が変化すること、支援者を対象とした支援（支援者支援）が重要なこと、等に留意しながら取り組む必要がある。

望ましい居場所のあり方

発災後2,3日以内に、各避難所に一か所ずつ居場所を設置するとともに、避難所外で生活することもアプローチできるよう環境整備に努めることが求められる。居場所においては安全の確保を最優先にしながら、以下のような**様々な領域の活動が提供されることが望ましい。**
安全・安心な場の提供／遊びの場の提供／学習の場の提供／食事やおやつの提供／情報の提供／物資の提供／相談支援／こども・若者の主体的な活動の場の提供

発災後の取組

- 災害時のこどもの居場所は、**災害時に侵害されやすいこどもの権利を守る場**となる必要がある。
- 支援を必要とする全てのこどもに速やかに居場所を提供するために、行政や支援団体等、**関連する多様な組織・団体それぞれの連携と調整（災害支援コーディネーション）**が重要となる。
- **様々な特性や事情を持つこども**が利用することを想定する必要があり、多様な可能性を考えて慎重に準備をする必要がある。



平時の備え

「平時の備え」とは、災害が起きた後に速やかにこどもの居場所づくりを進めるための準備だけではない。**平時においてこどもの育ちを重層的に支えるための基盤整備**が、災害への備えとなる。

- 自治体の取組：災害時のこどもの居場所づくりに関する方針の作成、地域資源等のリストアップ、研修、等
- 支援団体の取組：平時からのネットワーク構築、非常時に活用可能な資源のパッケージング、人材育成、等

「災害時のこどもの居場所づくり」手引き（チェックリスト）

概要

災害時のこどもの居場所づくりの取組として、自治体や支援団体が何に取り組めば良いのかを、「災害時のこどもの居場所づくり」手引きの内容を基に、平時／発災時別に具体的に示したものを。

災害時のこどもの居場所づくり・自治体向けチェックリスト【平時】

災害時のこどもの居場所づくり支援についての方針が明示されている。	
自治体で定める地域防災計画や避難所運営マニュアル、こども計画等に、災害時におけるこども支援のあり方についての記載がある。【手引き34ページ】	
災害時のこどもの居場所支援に関する窓口・責任者が決まり、明示されている。【手引き20、22、34、35ページ】	
こどもの個人情報の共有の範囲や方法等、災害時に起こり得る課題への対応方針を定めている。【手引き20、21、35ページ】	
災害時の体制や対応方針について明示したガイドラインを作成している。【手引き36ページ】	
災害時に活用可能な資源の情報を収集し、リストアップができています。	
保育園・こども園が被災後早急に開所できる体制づくりができています。〔人的・物的な資源の確保、有事の際の連絡体制の確認〕【手引き35ページ】	
公民館・児童館・学童保育所等の、自治体が所有する各種施設の活用について、支援団体等への貸出しを含め、方針が示されている。【手引き12、36ページ】	
災害時に協力を得られるであろう民間資源（人員・場所・物資等）の情報を収集している。【手引き35ページ】	
災害時に必要となる専門知識を有するスタッフの確保等のため、地域内外で災害支援を行う団体の情報を収集している。【手引き12、36ページ】	
災害時に依頼できる支援団体の情報を持ち、リストアップができています。	
地域でこども支援に関わる団体の活動内容を把握するため、そうした団体との意見交換を実施したり、支援団体の活動の場を訪問する等の取組をしている。【手引き36ページ】	
各種団体の災害時支援の実績や、災害時に提供できる支援の内容について情報の提供を受けている。【手引き22ページ】	
災害時の対応について、地元の子どもの支援団体や大学、専門学校等と協定を結んでいる。【手引き35ページ】	
災害時にこども支援を行う団体のネットワークを組織し、自治体担当者が参加できる体制をとっている。【手引き36ページ】	
自治体職員や民間団体職員等が学ぶことのできる、研修等の機会を設けている。	
こどもの権利に関する知識を学ぶ機会を設けている。【手引き15、16、40ページ】	
被災体験がこどもに与える影響についての知識を学ぶ機会を設けている。【手引き6、7、8、17、18、40ページ】	
災害時のこどもの居場所づくりと運営の方法について学ぶ機会を設けている。【手引き19、20、21、40ページ】	

災害時のこどもの居場所づくり・支援団体向けチェックリスト【平時・手引き37ページ】

災害時に各種団体が協力できる体制がつけられている	
平時から、地域でこども・若者支援を行う団体同士のネットワークを組織する等し、民間団体同士、及び行政と情報共有できる仕組みをつくっている。	
災害時に行政との窓口や調整機能を担う団体・個人を決めている。	
災害時の対応について、団体間の共通認識がつけられている	
個人情報の共有の枠組みや、避難所等でのこどもの居場所づくりの連携体制について等、災害時に起こり得る課題について団体間で検討する機会がある。	
災害時のこども・若者支援やこども・若者の居場所づくりに関する対応方針について、セーフガーディング指針や行動規範等のガイドラインを作成している。	
災害時のこども・若者支援やこども・若者の居場所づくりに関する対応について、団体間で連携協定等が締結されている。	
居場所支援に関連する備品の調達、準備、清掃、スタッフの食事、駐車場の手配、トラブルへの対応等、責任をもっておこなうための準備を整えている。	
各種資源を災害時に活用するための準備ができています。	
緊急支援時の物資及び資金の使用に係る規定が整備されている。	
災害時に提供可能な支援の内容をパッケージングして示している。	
災害時に対応できる人材の確保・育成を進めている。	
災害時のこども・若者支援やこども・若者の居場所づくりに関する研修会や勉強会を実施している。	

「災害時のこどもの居場所づくり」手引き（チェックリスト）

概要

災害時のこどもの居場所づくりの取組として、自治体や支援団体が何に取り組めば良いのかを、「災害時のこどもの居場所づくり」手引きの内容を基に、平時／発災時別に具体的に示したものを。

災害時のこどもの居場所づくりに関するチェックリスト【発災時】

	行政（自治体）	民間団体
情報共有・意見交換のための窓口を、行政側＋民間団体側でそれぞれ一元化し、どこが窓口になっているかを確認する。		
自治体や災害中関連組織等が主催する情報共有会議に出席する等し、他の支援団体と連携・調整ができる体制がとられている。		
情報共有会議の中にこども支援部会が設置されている。		
発災直後 子ども・若者に関する個人情報等の扱いについて等、課題となり得る内容についての行動規範を作成し、署名している。（できれば平時に作成しておくことが望ましい）		
被災地の外から支援に入る団体の受け入れ窓口が明示されている。		
避難所等に1か所ずつ、また避難所外にいる子ども・若者のために適切な規模で、子ども・若者が安心・安心に過ごせる居場所を設置運営する。（発災後2-3日以内を目安に）		
既存の子ども・若者の居場所（学校、保育園、幼稚園、こども園、児童館等）をなるべく早期に復旧する。		
子ども・若者自身がSOSを発することができる仕組み（相談窓口や意見箱等）を設けている。		
中長期的な対応 発災後の経過の経過に伴う子ども・若者を取り巻く環境の変化を把握するため、子ども・若者や保護者を対象としたモニタリング（聞き取り等）の機会を設けている。		
仮設住宅への引っ越し等による環境の変化を踏まえ、支援から抜け落ちている子ども・若者がいないか情報を収集している。		
国・自治体による助成金や、中間支援組織による支援の仕組み等について、情報を収集し、民間団体同士で共有する仕組みがある。		
助成金への申請が不慣れな団体等への支援として、申請書の書き方講座の実施や、相談窓口の設置等の取組を行っている。		
地域復興計画等に対し、子ども・若者が意見や希望を表明する機会（会議への参加、聞き取り、意見箱等）が設けられている。		
経過機関の取組が子ども・若者に十分配慮した方法・内容となるよう、対応を検討するための窓口・体制が設けられている。		

災害時のこどもの居場所【望ましい環境整備】

居場所の開設時期
<ul style="list-style-type: none"> - 発災後2、3日以内に居場所を確保することが望ましい。
居場所の設置場所
<ul style="list-style-type: none"> - 各道県等に1か所ずつ設置すること。 - 避難所外で生活する子ども・若者も念頭に、バスによる送迎や、プレーカー等による移動式の居場所の提供も検討し、全ての子ども・若者が居場所にアプローチできる環境整備を目指すこと。
居場所の空間デザイン
<ul style="list-style-type: none"> - 発災前の「日常」に近い子ども・若者の居場所になるよう、子ども・若者が普段から使い慣れている場所の活用等の工夫をすることが望ましい。 - 危険な場所等がある場合には、動線を併走等して安全を確保する。 - 出入口はできるだけ一つにし、子ども・若者の出入りを確認するとともに、不審者の立ち入りを防ぐ。 - トイレや水道の場所、安全な経路等を確認し、子ども・若者にわかりやすく掲示する。 - 清潔に保つため、掃除のための衛生用品等を用意することが望ましい。
求められる役割
安全・安心な場の提供／遊びの場の提供／学習の場の提供／食事やおやつ提供／情報の提供 物資の提供／相談支援／子ども・若者の主体的な活動の場の提供
必要な配慮
<ul style="list-style-type: none"> - 親を亡くした子どもや、家族と離れて暮らしている子どもへの配慮 - アレルギー疾患のある子どもへの配慮 - 障がいを持つ子どもや、外国語を母語とする子ども等への配慮 - 家族への支援や介入の必要性がうかがえる子どもや、支援が届きにくい子どもへの配慮

10. 家庭支援事業について

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

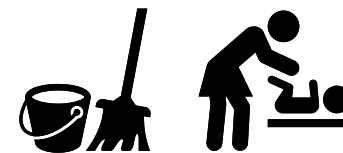
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）
 - 1時間当たり 1,650円
 - 1件当たり 1,000円
- 事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円
- 研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,650円	1,000円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,320円、1件当たり800円
③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり990円、1件当たり600円

子育て世帯訪問支援事業の実施見込状況【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和7年度取組状況調査（成育環境課実施）における、令和7年度取組見込自治体数 分布

実施自治体数の推移

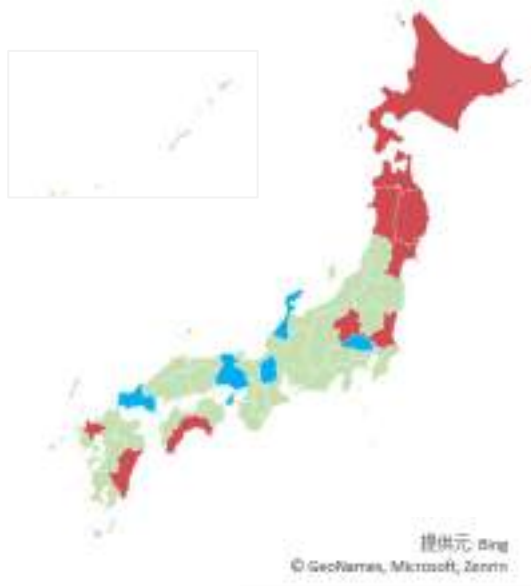
R7 : 916 市区町村

※令和7年6月実施 実施見込み調査

▲ 224市区町村の増

R6 : 692 市区町村

※令和6年6月実施 実施見込み調査



	総市町村数	R7実施市町村数	R7実施率
北海道	179	45	25.1%
青森県	40	13	32.5%
岩手県	33	8	24.2%
宮城県	35	12	34.3%
秋田県	25	9	36.0%
山形県	35	20	57.1%
福島県	59	26	44.1%
茨城県	44	16	36.4%
栃木県	25	19	76.0%
群馬県	35	13	37.1%
埼玉県	63	52	82.5%
千葉県	54	25	46.3%
東京都	62	48	77.4%
神奈川県	33	22	66.7%
新潟県	30	16	53.3%
富山県	15	11	73.3%
石川県	19	18	94.7%
福井県	17	9	52.9%
山梨県	27	13	48.1%
長野県	77	33	42.9%
岐阜県	42	23	54.8%
静岡県	35	25	71.4%

愛知県	54	40	74.1%
三重県	29	18	62.1%
滋賀県	19	15	78.9%
京都府	26	16	61.5%
大阪府	43	33	76.7%
兵庫県	41	37	90.2%
奈良県	39	22	56.4%
和歌山県	30	13	43.3%
鳥取県	19	12	63.2%
島根県	19	9	47.4%
岡山県	27	14	51.8%
広島県	23	15	65.2%
山口県	19	15	78.9%
徳島県	24	12	50.0%
香川県	17	9	52.9%
愛媛県	20	11	55.0%
高知県	34	10	29.4%
福岡県	60	41	68.3%
佐賀県	20	6	30.0%
長崎県	21	8	38.1%
熊本県	45	28	62.2%
大分県	18	11	61.1%
宮崎県	26	5	19.2%
鹿児島県	43	17	39.5%
沖縄県	41	22	53.7%
合計	1,741	916	52.6%

(都道府県数)		
■ 実施率 低い自治体下位20%	(10)	
■ 実施率 高い自治体上位10%	(5)	
■ その他の自治体	(32)	

※令和7年4月～5月時点での取組見込状況について、令和7年12月24日までに回答があった結果を基に集計

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

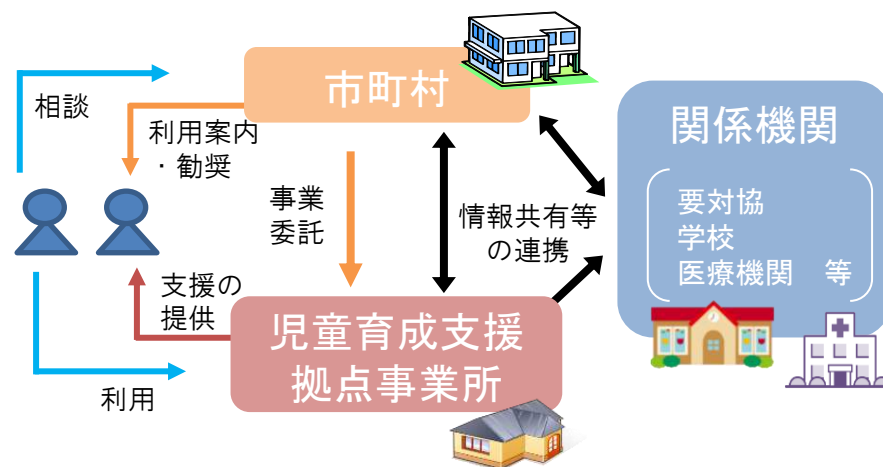
事業の概要

【対象者】 次のいずれかに該当する家庭

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成 (片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援 (宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供 (調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援 (地域の実情に応じて実施)



実施主体等

【実施主体】 市町村 (特別区を含む)

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	17,308千円 (※)	○長時間開所加算	
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり 1,084千円 (※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,297千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり 258千円 (※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,560千円 (※)	○貸借料補助加算	1事業所当たり 3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり 4,000千円

児童育成支援拠点事業の実施見込状況 【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和7年度取組状況調査（成育環境課実施）における、令和7年度取組見込自治体数 分布

実施自治体数の推移

R7 : **121** 市区町村

※令和7年6月実施 実施見込み調査

▲ **36**市区町村の増

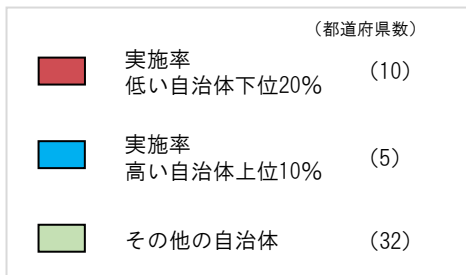
R6 : **85** 市区町村

※令和6年6月実施 実施見込み調査



	総市町村数	R7実施市町村数	R7実施率
北海道	179	5	2.8%
青森県	40	1	2.5%
岩手県	33	1	3.0%
宮城県	35	2	5.7%
秋田県	25	0	0.0%
山形県	35	1	2.9%
福島県	59	2	3.4%
茨城県	44	3	6.8%
栃木県	25	5	20.0%
群馬県	35	1	2.9%
埼玉県	63	6	9.5%
千葉県	54	1	1.9%
東京都	62	4	6.5%
神奈川県	33	1	3.0%
新潟県	30	1	3.3%
富山県	15	0	0.0%
石川県	19	2	10.5%
福井県	17	3	17.6%
山梨県	27	0	0.0%
長野県	77	6	7.8%
岐阜県	42	0	0.0%
静岡県	35	2	5.7%

愛知県	54	3	5.6%
三重県	29	2	6.9%
滋賀県	19	3	15.8%
京都府	26	2	7.7%
大阪府	43	8	18.6%
兵庫県	41	4	9.8%
奈良県	39	3	7.7%
和歌山県	30	2	6.7%
鳥取県	19	2	10.5%
島根県	19	2	10.5%
岡山県	27	2	7.4%
広島県	23	2	8.7%
山口県	19	5	26.3%
徳島県	24	2	8.3%
香川県	17	1	5.9%
愛媛県	20	3	15.0%
高知県	34	0	0.0%
福岡県	60	9	15.0%
佐賀県	20	0	0.0%
長崎県	21	0	0.0%
熊本県	45	9	20.0%
大分県	18	3	16.7%
宮崎県	26	1	3.8%
鹿児島県	43	5	11.6%
沖縄県	41	0	0.0%
合計	1,741	121	7.0%



※令和7年4月～5月時点での取組見込状況について、令和7年12月24日までに回答があった結果を基に集計

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和8年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）
 - 1講座（4回分） 93,120円
 - 講座内の実施回数が増える場合、23,280円ずつ加算（※）
 - ※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。
- 親子関係形成支援プログラム資格習得支援
 - 1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,330円
市町村民税非課税世帯	1,860円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,400円

親子関係形成支援事業の実施見込状況 【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和7年度取組状況調査（成育環境課実施）における、令和7年度取組見込自治体数 分布

実施自治体数の推移

R7 : **336** 市区町村

※令和7年6月実施 実施見込み調査

▲ **163**市区町村の増

R6 : **173** 市区町村

※令和6年6月実施 実施見込み調査



	総市町村数	R7実施市町村数	R7実施率
北海道	179	7	3.9%
青森県	40	8	20.0%
岩手県	33	5	15.2%
宮城県	35	3	8.6%
秋田県	25	3	12.0%
山形県	35	9	25.7%
福島県	59	10	16.9%
茨城県	44	11	25.0%
栃木県	25	6	24.0%
群馬県	35	4	11.4%
埼玉県	63	14	22.2%
千葉県	54	14	25.9%
東京都	62	27	43.5%
神奈川県	33	13	39.4%
新潟県	30	8	26.7%
富山県	15	2	13.3%
石川県	19	4	21.1%
福井県	17	5	29.4%
山梨県	27	5	18.5%
長野県	77	17	22.1%
岐阜県	42	10	23.8%
静岡県	35	11	31.4%

愛知県	54	17	31.5%
三重県	29	3	10.3%
滋賀県	19	5	26.3%
京都府	26	11	42.3%
大阪府	43	20	46.5%
兵庫県	41	19	46.3%
奈良県	39	7	17.9%
和歌山県	30	5	16.7%
鳥取県	19	6	31.6%
島根県	19	1	5.3%
岡山県	27	2	7.4%
広島県	23	6	26.1%
山口県	19	3	15.8%
徳島県	24	3	12.5%
香川県	17	2	11.8%
愛媛県	20	1	5.0%
高知県	34	1	2.9%
福岡県	60	9	15.0%
佐賀県	20	0	0.0%
長崎県	21	0	0.0%
熊本県	45	3	6.7%
大分県	18	3	16.7%
宮崎県	26	4	15.4%
鹿児島県	43	6	14.0%
沖縄県	41	3	7.3%
合計	1,741	336	19.3%

※令和7年4月～5月時点での取組見込状況について、令和7年12月24日までに回答があった結果を基に集計

<子ども・子育て支援交付金> 令和8年度予算案 2,163億円の内数 (2,013億円の内数)

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む） 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【主な令和8年度補助基準額案】以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 10,700円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,540円 (2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,500円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 7,281千円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,360円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,360円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,510円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000千円

子育て短期支援事業の実施見込状況 【都道府県別実施見込自治体数及び実施見込率】

令和7年度取組状況調査（成育環境課実施）における、令和7年度取組見込自治体数 分布

実施自治体数の推移

R7 : **1217** 市区町村

※令和7年6月実施 実施見込み調査

▲ **156**市区町村の増

R6 : **1061** 市区町村

※令和6年6月実施 実施見込み調査



提供元: Bing
© GeoNames, Microsoft, Zenrin

	総市町村数	R7実施市町村数	R7実施率
北海道	179	69	38.5%
青森県	40	21	52.5%
岩手県	33	23	69.7%
宮城県	35	17	48.6%
秋田県	25	17	68.0%
山形県	35	25	71.4%
福島県	59	24	40.7%
茨城県	44	41	93.2%
栃木県	25	24	96.0%
群馬県	35	16	45.7%
埼玉県	63	42	66.7%
千葉県	54	28	51.9%
東京都	62	51	82.3%
神奈川県	33	14	42.4%
新潟県	30	3	10.0%
富山県	15	13	86.7%
石川県	19	18	94.7%
福井県	17	17	100.0%
山梨県	27	19	70.4%
長野県	77	56	72.7%
岐阜県	42	39	92.9%
静岡県	35	27	77.1%

愛知県	54	45	83.3%
三重県	29	29	100.0%
滋賀県	19	19	100.0%
京都府	26	23	88.5%
大阪府	43	42	97.7%
兵庫県	41	39	95.1%
奈良県	39	29	74.4%
和歌山県	30	24	80.0%
鳥取県	19	17	89.5%
島根県	19	11	57.9%
岡山県	27	23	85.2%
広島県	23	19	82.6%
山口県	19	19	100.0%
徳島県	24	20	83.3%
香川県	17	14	82.4%
愛媛県	20	18	90.0%
高知県	34	25	73.5%
福岡県	60	52	86.7%
佐賀県	20	18	90.0%
長崎県	21	18	85.7%
熊本県	45	30	66.7%
大分県	18	17	94.4%
宮崎県	26	16	61.5%
鹿児島県	43	31	72.1%
沖縄県	41	15	36.6%
合計	1,741	1,217	69.9%

(都道府県数)		
■ 実施率 低い自治体下位20%	(10)	
■ 実施率 高い自治体上位10%	(5)	
■ その他の自治体	(32)	

※令和7年4月～5月時点での取組見込状況について、令和7年12月24日までに回答があった結果を基に集計

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和7年度補正予算 0.5億円

事業の目的

- 子育て短期支援事業については新たな施設や里親等での受皿の確保、多様な児童が利用できるような受け皿の拡充が求められている。これらの取組を推進するため、設定したテーマに対する事業を実践し、アウトプット評価の実施を行い、取組事例として横展開を行うことで、子育て短期支援事業の機能強化を図る。
- なお、本事業は、子育て短期支援事業における機能強化を図る取組に対して、3年間（令和7年度から令和9年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

（1）事業内容

多くの子育て家庭がレスパイト・ケア等で気兼ねなく子育て短期支援事業を利用できる供給体制の構築を図るため、新たな受皿の確保を行う事業や、多様な児童を受け入れる為の体制強化の事業を試行的に行うこととし、具体的に以下テーマのうち、いずれか1つを含む事業を行うものとする。

※子育て短期支援事業の実施に係る費用以外の、新たな取組に対して補助する。

テーマ① 新たな受皿の 確保に向けた取組

- （例1）児童育成支援拠点事業等の多様な居場所で子育て短期支援事業を行う為のニーズ調査や伴走支援。
- （例2）本事業の担い手となる（里親、市町村長が認めた者等）に対しての事業開始支援。
- （例3）思春期世代等、プライベート空間等を必要とする利用者に対応する担い手の受け入れ態勢整備の取り組み

テーマ② 利用者をより適切な 預け先に繋げる取組

- （例4）受け入れ推進に向けて、利用者を受け入れるための調整等を担うコーディネーター職員を配置し、受入に際する連絡調整や、こどもの状況に寄り添った預かりとなるようフォローアップの充実を図るもの。
（実施に際しては、既存施設に付設して実施するのみならず、その他地域資源を活用して実施することも考えられる）
- （例5）預かり先の空き状況確認や利用予約の受付等を行うシステムを導入し、利便性向上を図る取り組み。

（2）実施方法

ア 国は「子育て短期支援事業における開発事業検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、市町村が実施するプログラム開発事業の審査、指導、助言等を行う。

イ 市町村は事業終了前に、検討委員会に事業報告を行うとともに、事後評価を行い、子育て短期支援事業の機能強化に向けた検討を進め、結果について国に報告を行う。

実施主体等

【実施主体】

都道府県・市町村

【補助額】

テーマ①：5,000千円 テーマ②：7,500千円

【補助率】

都道府県実施の場合：国2／3、都道府県1／3
市町村実施の場合：国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

11. 利用者支援事業について

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+ 重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>
令和8年度予算案 2,453億円の内数（2,219億円の内数）

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

I型・II型

【事業内容】

利用者の身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、当事者の目線に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域連携）を実施。

【職員配置】

実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置

【補助要件】

I型：開所日数週5日以上

II型：開所日数週5日未満

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

III型

【事業内容】

保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館など相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなどこども家庭センターを補完することを想定。

【職員配置】

保育所等の既存施設・事業に配置されている職員

【補助要件】

上記職員配置で、基本型のこども家庭センター連携等加算の要件を満たす場合

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【主な令和8年度補助基準額案】

○基本事業

基本I型	基本II型	基本III型
8,508千円	2,569千円	325千円

○開設準備経費

改修費等4,000千円（基本III型を除く）

【補助率】 国2/3（※）、都道府県1/6、市町村1/6

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は、国庫補助率を1/2とする

○加算事業（基本I型、基本II型の場合）

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,646千円	886千円	1,047千円	2,194千円	805千円	878千円	3,402千円	325千円

※夜間、休日加算等の実施については保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けていることを要件とする。

12. 地域子育て支援拠点事業について

<子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁) + 重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)>
令和8年度予算案 2,453億円の内数(2,219億円の内数)

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等



実施主体等

【実施主体】 市町村(特別区を含む) 【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【主な令和8年度補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,561千円(3日~4日型、職員3名配置の場合)
9,636千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
10,738千円(6日型、常勤職員を配置の場合)
11,850千円(7日型、常勤職員を配置の場合)
- ・ 連携型 3,449千円(5~7日型の場合)

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等) 3,782千円(一般型(5日型)で実施した場合)
- ・ 地域支援加算1,714千円
- ・ 特別支援対応加算1,184千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 464千円
- ・ 賃借料補助加算2,800千円

○開設準備経費

- (1) 改修費等 4,000千円
- (2) 礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

【実施か所数の推移】(単位:か所数)

R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
7,735	7,856	7,970	8,016	8,061

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。）（社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算）</u> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して別途加算を行う ▶ <u>出張ひろばの実施（加算）</u> 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ▶ <u>地域支援の取組の実施（加算）※</u> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 <p>※利用者支援事業を併せて実施する場合（基本Ⅲ型を除く）は加算しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算）</u> 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ▶ <u>研修代替職員配置（加算）</u> 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ▶ <u>育児参加促進講習の休日実施（加算）</u> 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う ▶ <u>賃借料補助（加算）</u> 週5日以上かつ1日6時間以上開所している事業所を対象に加算を行う 	<p>①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>地域の子育て力を高める取組の実施（加算）</u> 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ▶ <u>配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算）</u> 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う。 ▶ <u>研修代替職員配置（加算）</u> 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ▶ <u>育児参加促進講習の休日実施（加算）</u> 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6日、週7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

13. 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

1. 事業の目的等

- 包括的な支援体制を整備するための1つの手段として、令和2年社会福祉法改正により創設。 ※ 実施市町村数：42（R3）→ 586（R8）（予定）
- ① 介護・障害・こども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- 主に体制整備初期段階で活用し、**既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進**することを目的とする。

2. 事業内容（以下を全て実施）

- ① 介護・障害・こども・生活困窮分野の相談支援事業・地域づくり事業の内容を全て実施し、かつ一体的に運用する。
- ② 多機関協働事業等を実施。具体的には以下（1）～（3）を実施（注）。
 - （1）多機関協働事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに関し、関係機関の役割分担・支援の方向性の策定等を行う。
 - （2）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、継続的な訪問支援等を行う。
 - （3）参加支援事業：既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースに対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。

（注）事業目的を踏まえると、多機関協働事業は、各市町村における中核的な役割を担う機関（生活困窮等）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業は、生活困窮分野の自立相談支援事業、就労・住まい支援の各事業、高齢分野の生活支援コーディネーターによるアウトリーチ支援等の既存制度の活用に移行していくことも考えられる。

3. 財政支援の仕組み（一括交付金）

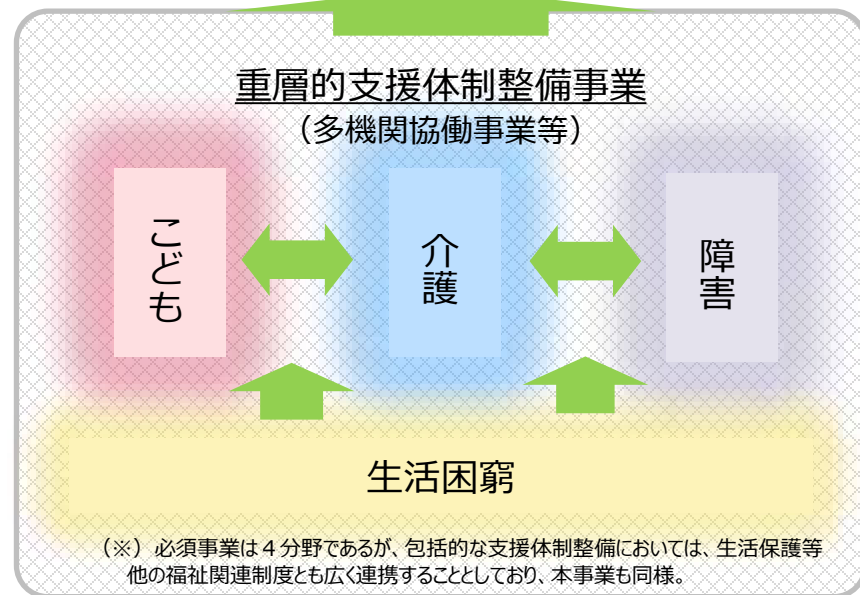
- 既存の相談支援・地域づくり事業に係る補助等と多機関協働事業等に係る補助を統合し、一括交付金として市町村に交付。

<交付基準額等>

- ①：相談支援事業・地域づくり事業 ⇒ 各制度に基づく基準額・交付割合等を維持
- ②：多機関協働事業等 ⇒ 市町村の人口規模に応じて基準額を設定。
交付割合は実施年数等に応じて設定（R8以降）。

「重層的支援体制整備事業のイメージ」

既存制度・機関の支援者の対応力強化、
既存制度・機関間の連携強化



- （※）他方、多機関協働事業者のみでケースに直接的な支援を行うことが固定化している状況や、多機関協働事業者のみにケースが任せきりにされる／孤立している等の状況もみられ、事業趣旨・目的が十分に浸透していないこと等が課題。
⇒ 事業趣旨に沿った評価指標の導入等により、事業の質の向上を図る。

重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

1. 事業創設の背景

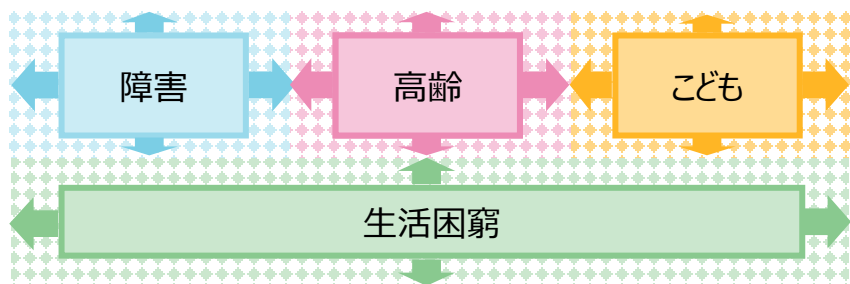
- 平成29年法改正により、「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務化され、各市町村においては、福祉分野制度（**高齢・障害・子ども・生活困窮の4分野／メインシステム**）を活用しながら取組を進めてきたものの、メインシステムが十分に機能しない状況が見られた。
- このため、**メインシステムの機能向上を図るための「手段」**として、令和2年社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業（サブシステム）を創設。

2. 事業趣旨・目的

重層的支援体制整備事業による「メインシステムが十分に力を発揮するための仕掛け」により、同システムを最適化。

(A) メインシステムの「幅を広げる」

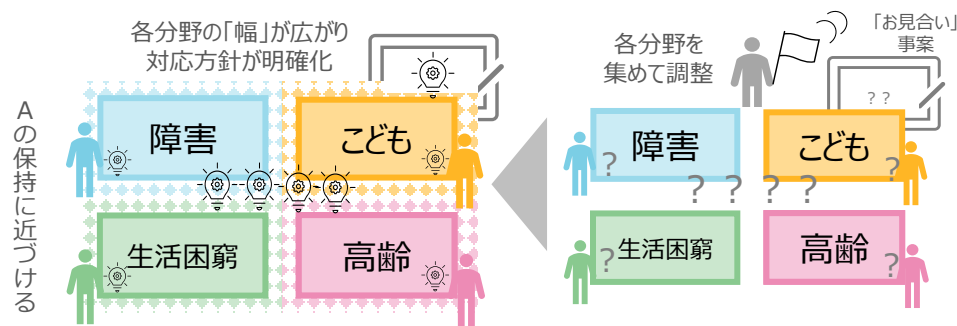
メインシステムでの既存事業を一体的に運用する。
= メインシステムを「重ね」、「抜け漏れ」を防止。
図の菱形の部分で重層事業も^(※)活用して作り上げる。



(※) 近年、生活困窮分野や高齢分野においても、「幅を広げる」施策が進んでおり、特に生活困窮分野はもとも「誰一人取り残さない」発想のもとに創設された、「土台」となるべき分野。

(B) メインシステムの「調整を行う」

メインシステムだけでは「お見合い」が生じる事案等が存在。
= 多機関協働事業で「調整」し、まず当該事象を解決。
様々な事象で「調整」を繰り返すことで、Aに近づける。



Aの保持に近づける

どのような事案が生じて、重層的支援体制整備事業を通じ、生活困窮分野・高齢分野で行われている「幅を広げる」施策に落とし込みながらメインシステムの機能向上を図ることで、包括的な支援体制の整備を推進する。

重層的支援体制整備事業交付金

令和8年度当初予算案： 844億円（718億円） ※（項）生活保護等対策費、（項）高齢者日常生活支援等推進費、（項）障害保健福祉費の総額
 ※（）内は前年度当初予算額

1. 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
 ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。

2. 事業の概要

包括的な支援体制の整備のため、3事業を一体実施

① 包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し必要な支援を行うとともに、受け止めた相談のうち、単独の事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

② 地域づくり事業

- 介護、障害、子ども、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業、生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

③ 多機関協働事業等

- 包括的相談支援事業や地域づくり事業を含め、既存の制度や事業等を最大限活用してもなお十分に対応できなかった地域生活課題等に対し、これを解決するための手段として、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業を行う。

3. 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合等

- 包括的相談支援事業
地域づくり事業
⇒ 介護・障害・子育て・生活困窮、各法に基づく負担割合等を維持

- 多機関協働事業等
⇒ 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
 ・ 事業開始から5年経過した市町村等は国1/3、都道府県1/3、市町村1/3。
 ・ この他、取組に応じた評価を行う観点で本体額を定めた上で、取組に応じて加算する仕組みに変更。

実施市町村数

7年度：471、8年度：586（予定）

14. 子育て援助活動支援事業について (ファミリー・サポート・センター事業)

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和8年度予算案 2,163億円の内数（2,013億円の内数）

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

事業の概要

○主な実施要件

- ・ 会員数は20人以上
- ・ 相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・ こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・ 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・ 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・ 保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・ 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 (令和6年度) 1,009市町村、(令和5年度) 996市町村

実施主体等

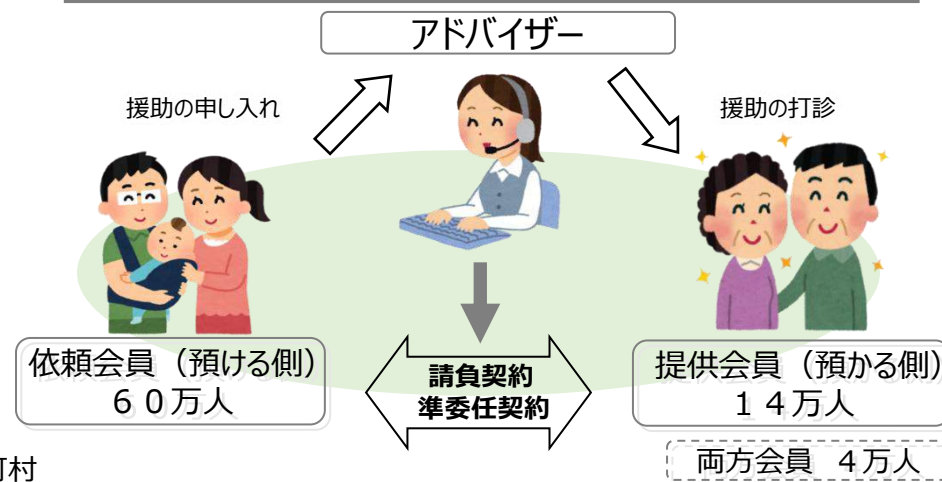
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な令和8年度補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算
 - ① 1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
 - ② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円
- 地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



安全チェックリスト

別添1

活動を始める前に、お子さんにとって危険な場所がないか、このチェックリストを使って確認を行いましょ。

1. 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
2. 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
3. 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
4. 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないように対策がしてありますか。
5. ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
6. たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いてありますか。
7. 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが飲み込んでしまうようなものはこどもの手の届かないところに置いてありますか。
8. ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いてありますか。
9. 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いてありますか。
10. 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、こどもの手の届かないような対策がしてありますか。
11. 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにいませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
12. こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
13. こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
14. こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
15. ブラインドの紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか。

別添2

ファミリー・サポート・センター事業における
事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項

(1) 乳児の扱い

うつぶせに寝かせた時の方が、あおむけ寝の場合に比べてSIDS（乳幼児突然死症候群）の発症率が高いことがわかっており、うつぶせ寝がSIDSを引き起こすものではないが、特段の理由がない限りは、乳児の顔が見えるあおむけに寝かせるようにすること。

また、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことになるため、なるべく乳児を一人にしないことや、寝かせ方に対する配慮をすること。

(2) こどもの転倒事故

提供会員は、こどもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。

さらに、自動車にこどもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満のこどもについては、チャイルドシートを使用すること。

(3) 遊具等からの落下事故

鉄棒の上を歩く、うんていの上に登る、ブランコから途中で飛び降りるなど、遊具の誤った使用方法により事故が発生しているため、提供会員は預かり中のこどもに屋外遊具の正しい利用方法を守らせること。

また、事故はこどもから目を離してしまったわずかな時間に発生することも考えられるため、こどもから目を離さないで、こどもの動きに対応できるように留意すること。

(4) 自転車による事故

こどもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。

(5) 火気の使用時における接触事故

ストーブ等の火気を使用する場合には、こどもが火気に触れることのないようにガードをつけたり、こどもの手の届かないところに配置すること。

(参考：ファミサポの活動中に発生した事故)

教育・保育施設等における事故情報データベース（記述項目）【令和6年9月10日更新】

No	初回掲載年月日	事故状況
		事故の概要
9300	令和5年3月30日	提供会員が利用会員宅に訪問し、送迎活動の準備中に発生した。 利用会員の自宅前にて、提供会員の自転車のシートに子どもを乗せて出発準備をしていた。子どもが動いた際、提供会員は転倒しないよう支えていたが支えきれず、子どもの左腕と子乗せ自転車の背もたれ部分が挟まるような状態で転倒してしまった。左肘が青く腫れていたため、保護者と提供会員が連絡を取り合い、合流した後に一緒に病院に連れて行きレントゲン検査を受けたところ、左腕を骨折していた。全治2～3ヶ月の診断となり手術のため3日間入院した。
9613	令和5年7月28日	送迎中に発生した。提供会員の運転する車が信号のない交差点を右折しようとした際、対向車と衝突しそうになり、避けようとしたところ壁に衝突した。児は衝突の衝撃で左手を強打し、指を骨折した。

(参考：こども家庭庁ホームページ)

- ファミリー・サポート・センター

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/family-support/>

- 教育・保育施設等における重大事故を防ぐための政府の取組

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort>

15. 児童委員・主任児童委員について

民生委員・児童委員、主任児童委員について

- 「児童委員」は、市町村の区域に置かれ、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助等を行う。〈民生委員は、児童委員を兼ねる〉（児童福祉法第16条）
- 「主任児童委員」は、関係機関等と児童委員との連絡調整や、児童委員の活動に対する援助・協力を行う。

民生委員・児童委員

活動内容

民生委員・児童委員の活動（民生委員法第14条及び児童福祉法第17条）

- ・ 地域の実情の把握
- ・ 地域での相談・援助活動
- ・ 行政事務への協力

【児童委員の活動事例】

- ・ 地域の児童、妊産婦、母子家庭等の状況を日頃から把握（家庭訪問・地域での情報収集等）
- ・ 支援が必要な児童等の相談に応じ、利用できるサービス等について助言

主任児童委員

主任児童委員の活動（児童福祉法第17条）

- ・ 関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整
- ・ 区域担当の児童委員の活動に対する援助・協力

【活動事例】

- ・ 児童相談所や保健所、学校等の関係機関と区域担当児童委員との連絡調整
- ・ 個別支援において区域担当児童委員が悩んだ際の支援

定数・委嘱者数

民生委員・児童委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町村の区域ごとに、都道府県知事が条例で定める（民生委員法第4条）

令和7年3月31日現在 定数 240,567人（主任児童委員を含む）
委嘱者数 228,473人（同上）
充足率 95.0%

厚生労働省が定める定数基準（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）
（例）都市部は、220～440世帯ごとに民生委員・児童委員1人を配置
町村部は、70～200世帯ごとに民生委員・児童委員1人を配置

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する（児童福祉法第16条第3項）

令和7年3月31日現在 定数 22,011人
委嘱者数 21,243人
充足率 96.5%

厚生労働省が定める定数基準（同左通知）
（例）市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が39人以下の場合、2人を配置
市町村ごとの民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合、3人を配置

任期

3年（民生委員法第10条）〈直近の一斉改選は、令和7年12月1日〉

年齢要件

民生委員・児童委員の選任（雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）
75歳未満の者を選任するよう努める

主任児童委員の選任（雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）
55歳未満の者を選出するよう努める

選任

民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する（民生委員法第5条）

厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う（児童福祉法第16条第4項）

児童委員、主任児童委員について

【根拠法】 児童委員の中から主任児童委員を指名（児童福祉法第16条第3項）

○平成6年、児童委員活動への期待が高まっていることを受け、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員制度を創設（設置の趣旨）

児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」を新たに設置し、従来の区域を担当する児童委員と一体となった活動を展開することにより児童委員活動の一層の推進を図る

○平成13年、法定化（児童福祉法第16条第3項）

○平成16年、主任児童委員のさらなる活用のため、主任児童委員が個別活動を行うことを妨げない旨入念規定（児童福祉法第17条第2項）

【定 数】 22, 011人（令和7年3月31日現在）

【現員数】 21, 243人（令和7年3月31日現在）。充足率:96. 5%

○主任児童委員の推薦基準（雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）

- ・主任児童委員に指名されるべきものは、児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者を選出すること。

○児童委員の職務（児童福祉法第17条）

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
 - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他の福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
 - 六 上記に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② 主任児童委員は、上記に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
 - ③ 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
 - ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

16. 母親クラブ等の地域組織活動等 について

地域組織(母親クラブ)について

1. 概要

- 母親をはじめとする地域住民が参加する児童健全育成に寄与するボランティア団体である。
- 各地域の児童館等において、自主的な活動を行っている。

2. 母親クラブの変遷

- 昭和23年 「母親クラブ結成及び運営要綱」を厚生省が策定
- 昭和23年 母親クラブ国庫補助制度を創設
- 昭和49年 「全国母親クラブ連絡協議会」設立
- 昭和53年 母親クラブ指導者研修会を開始
- 平成14年 「全国地域活動連絡協議会」に名称を変更
愛称「みらい子育てネット」
- 平成24年 母親クラブ国庫補助は、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収に伴い、国と地方の負担調整の結果、平成23年度末で一般財源化

3. 組織数等

- 組織数 620クラブ
- 会員数 19,151人
(令和7年10月1日現在、全国地域活動連絡協議会加盟)

4. 母親クラブ結成及び運営要綱の任務

- 母親に対し、子どもの養育その他児童福祉に関する正しい知識を与える
- 近隣の母親相互の親睦をはかり、近隣の子ども集団の活動を育成することにより、子どもの社会性を助長する
- 児童福祉機関や施設が行う諸活動に協力する

5. 地域組織活動の活動内容

- 親子及び世代間の交流、文化活動
- 児童養育に関する研修活動
- 児童の事故防止等活動
- その他、児童福祉の向上に寄与する活動
- 児童館日曜等開館活動 等

Ⅱ. 児童手当について

1. 児童手当制度の円滑な実施 について

- 令和8年度の執行スケジュールについては、別途お知らせいたします。
- なお、交付申請等において使用する「子ども・子育て支援勘定業務関連システム」の稼働時間帯は、**平日8時00分～20時00分**までとなっていますので、時間外のアクセスはお控えください。

- 児童手当は原則として住所地の市町村から支給されるが、公務員については、勤務先の所属庁から支給を受けることとなります。

- このため、
 - ・市町村で支給を受けていた受給者が、新たに公務員として採用される場合
 - ・所属庁から支給を受けていた職員が退職する場合や他の所属庁へ異動する場合などは、当該公務員自身が改めて認定請求を行う必要があります、申請が遅れた場合、その期間分の児童手当の支給を受けられないこととなります。

- こうした公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理が適正に行われるよう、「公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン」を作成し、周知しています（令和7年度においても3月末に再周知を予定しています）。

- まもなく年度末・年度初めを迎え、各自治体でも職員の異動等の多い時期となることから、所属庁の児童手当担当におかれては、当該ガイドラインを参照の上、対象となる職員に対して児童手当の申請を促すよう改めてお願いします。

Ⅲ. 子育て応援手当について

1. 物価高対応子育て応援手当 について

物価高対応子育て応援手当

事業の目的

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、我が国のこどもたちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給する。

支給対象者

児童手当支給対象児童（令和7年9月30日時点）を養育する父母等（対象児童数 約1,780万人）
※対象児童には、令和7年10月1日以降令和8年3月31日までに生まれる新生児も含む

給付額

こども一人当たり 一律 **2万円**

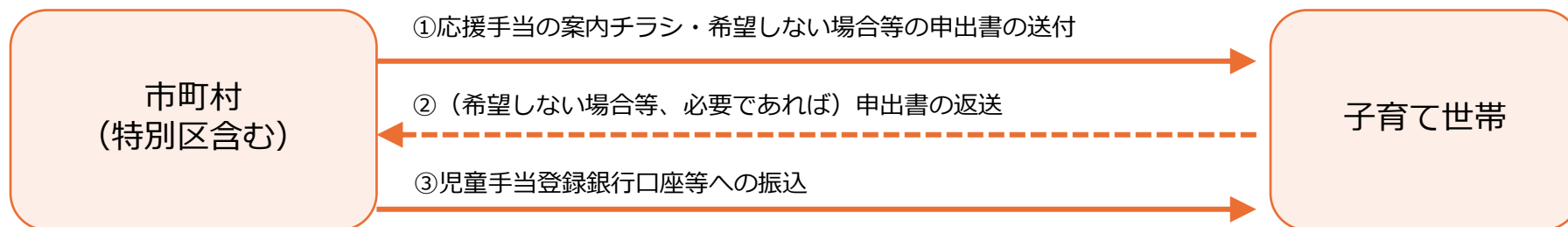
予算額

3,677億円（給付費：3,566億円、事務費：111億円）

実施主体

令和7年9月30日時点での児童手当受給者（主たる生計維持者）の住所地市町村（特別区を含む）

事業スキーム（「プッシュ型」で支給）



・高校生年代まで：原則「プッシュ型」で支給。

※公務員については市町村が必要なデータを把握していれば、「プッシュ型」支給が可能。（それ以外の者については要申請）

・新生児：出生届・児童手当認定請求等と併せて要申請が原則。ただし、児童手当認定請求済み者は「プッシュ型」支給が可能。

物価高対応子育て応援手当（令和7年度補正予算）に係る支給状況

<令和8年1月末時点>

○全国1,741自治体（市区町村）における状況を集計。

支給対象児童182万人分、計363億円を支給決定済み。

<支給対象者別支給状況>

	支給対象児童数	支給決定済額
①プッシュ型により支給 （②以外の児童手当受給者）	178.4万人	356.8億円
②申請により支給 （公務員・新生児等による新たな児童手当受給者※）	3.1万人	6.2億円
合計	181.5万人	363億円

※ 自治体の判断により、プッシュ型による支給が行われる場合を含む。